

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 13 日

令和5年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 1 3 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和5年6月13日 午前9時00分 議長宣言		
	閉 会	令和5年6月13日 午後3時06分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	又 吉 文 江
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 明
	副 村 長	宮 平 真 由 美	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	教 育 長	垣 花 健	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	政 策 調 整 監	宇 地 原 由 人		
	総 務 課 長	松 田 力		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		

令和5年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和5年6月13日午前9時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第30号～議案第36号まで）
7	議案第30号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）
8	議案第31号	専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号））
9	議案第32号	工事請負契約の承認について
10	議案第33号	令和5年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
11	議案第34号	座間味村税条例の一部を改正する条例について
12	議案第35号	座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
13	議案第36号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
14	報告第2号	令和4年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和5年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前9時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 又吉文江議員を指名します。

日程第2．会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略します。

諸 般 の 報 告

令和5年3月11日～令和5年6月14日

3月22日	例月出納検査（3月23日まで）
3月30日	南部広域市町村圏事務組合議会（臨時会）
3月30日	南部広域行政組合議会（全員協議会・臨時会）
4月10日	第3回臨時会
4月15日	座間味村の海びらき
4月27日	南部離島町村長議長連絡協議会（役員会・定例会）
4月28日	沖縄振興拡大会議
5月 9日	南部地区市町村議会議長会管内行政視察・臨時総会（渡嘉敷村）
5月11日	定期総会・職員研修会（沖縄県町村議会事務局職員研究会）
5月16日	離島6村運営協議会（久米島／17日まで）
5月18日	定期総会・研修会（沖縄県町村監査委員協議会）
5月23日	全国正副議長研修会（東京）24日まで
5月23日	例月出納検査（24日まで）
5月25日	沖縄県土木建築部との行政懇談会
5月29日	令和5年度全国離島振興協議会通常総会（全国離島振興協議会）
6月 6日	全員協議会
6月 8日	例月出納検査（航路会計）
6月13日	令和5年第2回座間味村議会（定例会）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今日一日よろしくお願いいいたします。

令和5年第2回座間味村議会6月定例会における行政報告でございます。

令和5年第1回座間味村議会定例会、令和5年3月10日でございますが、以降の主な事項について行政報告をいたしますが、内容につきましてはお手元にお配りしているとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

行 政 報 告

令和5年6月13日

令和5年第1回座間味村議会定例会（令和5年3月8日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

令和5年	3月11日	つつじサミット式典
	3月15日	離島振興協議会座間味視察対応
	3月18日	クジラ音楽祭
	3月22日	九州地区町村会会長・事務局長会議
	3月23日	国と町村の農林水産政策に関する懇話会
	〃	全国町村会政務調査会 委員会
	〃	全国町村会政務調査会 政務調査会
	3月24日	日本経済新聞社インタビュー
	3月28日	沖縄明治乳業社長 村長表敬
	〃	世界のウチナーンチュ大会感謝の夕べ
	〃	那覇市長 面談
	3月29日	第2回沖縄県地方創生推進会議
	〃	琉球エアークommuter社長 面談
	3月30日	沖縄電気料金高騰対策協議会
	3月31日	退職辞令交付式・年度末職員への訓示
	〃	NHK沖縄放送局局長 表敬
	4月 1日	那覇事務所事務引継ぎ
	〃	松本浦添市長との意見交換
	4月 3日	新年度、職員辞令交付式・職員への訓示
	4月 4日	沖縄担当大臣 面談
	〃	内閣府参事官 面談
	4月 5日	県庁あいさつ回り
	4月 6日	商工会 村長表敬
	4月10日	村内小中学校入学式
	〃	令和5年第1回臨時議会
	4月11日	内閣府沖縄総合事務局、運輸部長 面談
	4月12日	3校新校長 村長表敬
	4月14日	沖縄赤十字、令和5年度、分区長会議
	〃	沖縄銀行、企業版ふるさと納税授与式

4月15日	座間味村海開き
4月16日	沖縄国際映画祭オープニングセレモニー
4月18日	大和リース所長 新年度挨拶
〃	座間味区総会
4月21日	沖縄県企業局 面談
4月24日	国立公園運営協議会
4月25日	環境省地域協議会
4月26日	日本郵便株式会社沖縄支社長 表敬
4月27日	離島・過疎要請活動（県議会議長）
〃	離島・過疎要請活動（県知事）
〃	南部振興会理事会
〃	南部市町村会理事会
〃	沖縄平和賞委員会
〃	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
〃	粟国村、渡嘉敷村との意見交換会
4月28日	沖縄振興拡大会議
〃	沖縄県産業政策課意見交換会
5月12日	観光大使 面談
5月15日	介護保険広域連合局長 村長表敬
5月16日	南部振興会奨学生選考委員会
〃	南部振興会理事会
〃	南部市町村会理事会
〃	市町村振興協議会理事会、評議員会
5月17日	全国離島振興協議会 来訪
5月18日	那覇市副市長 村長表敬
〃	座間味村航路分科会
〃	座間味村商工会総会
5月19日	ヨットレース協賛依頼
〃	沖縄県建設業懇談会
5月20日	ざまみカップ、表彰パーティー
5月22日	ヨットレース協賛依頼
〃	沖縄振興予算要請に向けた意見交換会
5月23日	第2回横領事件損害賠償裁判
〃	ヨットレース協賛依頼
〃	沖縄県地方税務協議会総会
5月24日	第38回沖縄振興審議会（内閣府）
5月25日	県土木建築部行政懇談会
5月26日	沖縄県市町村職員共済組合理事会
〃	沖縄県市町村職員共済組合、組合会
〃	県知事表彰等受賞者祝賀会

5月29日	全国離島振興協議会第1回理事会
〃	全国離島振興協議会通常総会
〃	全国離島振興協議会第2回理事会
〃	全国離島振興協議会懇談会
5月30日	全国離島振興協議会視察
5月31日	全国離島振興協議会視察
6月5日	沖縄県市町村職員互助会理事会
6月6日	沖縄県商工会連合会トップセミナー
6月7日	村内航路新造船打合せ（三重県）
6月8日	那覇警察署署長 表敬
〃	琉球エアークommunicuter社長 面談

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。1日よろしく申し上げます。早速ですが、通告通り一般質問をスタートしたいと思います。

まず初めに、学校の統廃合についてお伺いします。3月の議会でお伺いした学校の統廃合についてですけども、その後、教育委員会また校長会などで、どのような話合いがあったのかをお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

おはようございます。今日も一日よろしく申し上げます。それではお答えします。

3月議会で「現時点での学校の統廃合についての検討はしておりません」と、答弁しました。先月の定例教育委員会や今件において、議論をはじめたところです。議員も御承知のとおり、統廃合については、幼児、児童生徒のメリットとともに、デメリットもあると認識しております。学校は児童生徒の教育の場だけではなく、地域のコミュニティの核としての性質を有しており、防災地域との交流の場と様々な機能をあわせ持っており、統廃合による地域コミュニティの衰退が懸念される場所ですが、継続的に検討していかなければならない重要な課題だと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これまでされてこなかった統廃合についての話し合いをスタートされたということで、これはもう引き続き続けていてもらいたいと思います。前回の質問を3月のときに人口ビジョンの話もしました。今後も日本も次の世代が少なくなっていく現状、実際に自分もほかの議員さんたちと市町村の方々と話をしたり、たまたま縁があつて環境省を通じて全国のあらゆる自治体の方々とお話をさせたときも、既に皆さん後継者不足、過疎化に歯止めが止まらない、そういう中で座間味村もどんどん考えていかないと、実際にそうなるから

では遅いと思っています。続けてこの議論は継続して、メリット、デメリットをもっと明確に出していきながら、今はどういう取組ができるのかも踏まえて、教育長のほうにも意見のほう、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

御質問ありがとうございます。先ほど糸嶺課長が答弁しましたけれども、委員会で議論を定例の教育委員会で議論を始めたところです。委員の先生たちもいつかは出る議題だろうというふうに捉えていただいたと思うんですが、あと校長会、校長先生というのは、今いる学校の生徒のよりよい学習をどうするかというのが使命ですので、学校のことに关しては意見程度ということになるんですが、一方でその合併を経験した校長先生が実はいらっしゃいまして、聞いてみますと保護者から希望して合併したとか。あるいは逆に、「数名でもいいから残してくれ」という様々な御意見があったというふうに聞いていますけれども、統合に当たってはやはり地域からの反発が大きいというのが、一番大きな意見でした。私としてはなんですけれども、今後数年は極端に座間味村内の幼児、児童生徒数が減少して、すぐにでも統廃合しなければならないという状況にはすぐにはならないと思っています。ただ全国的に少子化が進んでいく中で、増加もしていかないだろうというふうにも考えております。この件に関しては避けて通れる問題ではありませんので、まずは保護者や地域の方々に、こういうことが目の前に迫っているんだというような情報を発信しながら、普段から問題意識を持っていただきたいと考えております。委員会としましても、将来の座間味村の学校の在り方について、継続して委員会等で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。やはり学校は、生徒・児童のためだけではなく、地域の要になる場所でもありますし、実際にほかの市町村で合併を経験した校長先生とかの話も少し私も伺いました。やはり地域が分断されたり、今まで担っていた機能を失うことでもう地域が成り立たなくなるぐらい、ダメージはでかいと。座間味村も阿嘉校、慶留間校、座間味校とあります。私はこれ問題意識を持ったのは、学校の問題を大きく取り扱うことで、それに附随していろんな問題の解決にもつながるかなという思いと、あとこの場だけで話し合いだけじゃなくて、一般の住民の皆さんにも現状を知ってもらって、どういうふうに物事を動かしていかないといけないかというのを考えてもらいたいという思いからやりました。極端ですけども、阿嘉校と慶留間校を廃校にして、座間味校一本に絞る。みつしまの代わりに通学船を出して学校運営をするという状況になりかねないというものを想定したときに、皆さんはどうしますかという話をしたら、やはり皆さん激怒します。慶留間、阿嘉の方は「お前、何言っているんだ」と、「そんなことを話すことではないだろう」と言うんだけど、あえて極端なことを言うことで、じゃあ今、若い世代が帰ってきたくても来れない。住むところがない、子育て世代が阿嘉に移住したい。働いてみていいところだからここに住みたいというニーズはあるんだけど、住む場所がない。でも蓋を開けてみると、座間味島、慶留間島には空き家があります。この空き家を活用するためにも、この空き家の家主さんに向けて「現状はこうです」と、これからの意向調査も含め、人口を保つためにも、若い世代を入れるためにも生徒数を増やして学校運営を継続させるためにも、取り組んでいきたいと思いますという大きな視点で物事を見て、これからも継続で進めて、統廃合については質問をして、地域の方々にも当事者意識を持ってもらいたいと思います。

それに続きまして、人口ビジョンについても話が出ておりますので、今の現状を踏まえて、統廃合も踏まえて村長のほうに御意見というか、考え方をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この学校の統廃合につきましては、非常にナーバスな状況の問題だと思っております。私といたしましては、就任して15年目に入りましたが、就任当初から学校の統廃合というワードに関しては、関心を持ちながら特に阿嘉、慶留間について、考えを整理をしてきた経緯がございます。大分遡る話ではございますが、実は私の父が教育長を以前しておりました。教育長をしている任期中にちょうど阿嘉大橋が完成をしております。その時の議論で、いろいろと阿嘉大橋を造るに当たって、いろんな議論があったそうですが、これは家庭での話ですので、公的な部分ではないとは思いますが、私の父の話では「阿嘉大橋ができた暁には、慶留間と阿嘉の学校の統廃合についても、いずれは議論をしないとイケない」という話が、当時役場の中でも幹部の人たちからも話があったという話を20数年前に、私も聞いておりました。とはいえ、先ほどから教育委員会から答弁があるように、地域における学校の役割、存在というのは非常に大きなものでございますので、慎重にならざるを得ないと思っておりますが、阿嘉大橋ができたことをきっかけに、やはり考えないとイケない。幼稚園に関しましては、慶留間の幼稚園は廃園にはなっておりませんので、今は休園という形になっておりますが、阿嘉の幼稚園に慶留間の子供たちが行くような環境をつくらさせていただきました。これに関しましては、教育委員会主導で頑張っていたんですが、いろいろ議論はあったんですが、子供の視点に立って考えてみようじゃないかと。幼稚園の場合は、学力とか、そういうことではなくて、集団生活に慣れるというのが大きな目標の一つであるということがあったということで、当時の教育長の英断で、子供たちが増えれば、慶留間の幼稚園は再開すればいいんじゃないか。なので廃園ではなく休園です。子供たちのことを考えると、当時は慶留間に幼稚園の子供は確かに1人しかいなかったもので、であれば、その子供を阿嘉の幼稚園に入れることで、幼稚園の目的を達成することも、子供たちにとってはいいんじゃないかという議論から、慶留間の幼稚園を休園にして、見た目上は統廃合したような形になっているという状況がございます。そういったことも踏まえながら、小学校、中学校に関していろいろな選択肢の中で、直接私が決定するわけではなく、教育長中心に教育委員会部局でしっかりと議論をしていただくことではございますが、財政運営であったりとか、先ほどから議員がおっしゃるような人口の将来ビジョン等々を含めて考えた場合には、私たちのといいますか。村長部局の意見も加味していただきながら、その将来的なことについては考えていかないとイケない。ただ統廃合すると仮定しても、やはり地域に学校がなくなるとはいけないと私は思っておりますので。例えば阿嘉島に幼稚園と小学校、慶留間に中学校とか、例えばその規約とか、そういった形で何らかしら、学校機能というのは、その島々には残すべきではないかというのが、私の個人的な見解でございますので、あくまでも私の個人的な意見として、教育委員会のほうには意見を言わせていただければ、教育会議という大きな会議ができておりますので、そういったところでも発言をさせていただきながら、子供たちを一番はそこに通う子供たち、そしてその次に地域の皆さんのことを踏まえて、学校運営に取り組んでいただけるような助言をさせていただければと考えております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。本当に子供たちのことを考えると、1人でも同級生が多い、1人でも生徒数が多い学校のほうが、子供たちにとってのメリットは一番だと思います。ただその中で、学校が担う立ち位置を考えると地域の中心ということで、子供たちの人数が少なくても統廃合をやらずにどうか残せないかというのも、いわば大人のわがままともとれる思いでもあると思います。私はどっちのニーズもないがしろには

したくない。生徒数も増やしたい。なおかつ学校名もそのまま続けていきたいと思っています。なので、もちろんこれから統廃合についての議論をメリット、デメリットをしっかりともしっかりと協議する必要があると思いますが、その中で出てきた課題、解決できる問題、特に今私は空き家だと思います。現状を本当に知ってもらって、空き家をどうにか活用できることで生徒数を上げる、そういう努力がまずはできることの一つだと思いますので、それをこの議会でただ発言して終わりだけでなく、しっかり行動に移せるように行政のほうも、空き家問題についても一緒に取り組んでいきたいと思っています。

それに附随してですけれども、今子供たちの面と、地域の気持ちというか、意見で学校を続けたいという話をしましたけれども、財政面で実際に運営する。今は3校運営していますけれども、その財政面について、何かメリット、デメリットがあればお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

財政面におきましても3月議会でも答弁させていただきましたが、廃校となる学校の維持管理経費、人件費等、経費の削減をされることは負担軽減になるかと考えています。かといって普通交付税、交付税にあたりましては、基礎数値が反映されて、交付税の減額がされるのが想定されます。また学校の校舎建築、校舎の改修、また教員宿舎の建替え等が必要になってくるので、財政的負担はかなりの負担になるのかと考えております。金額に関しては普通交付税において、仮に3校から2校になった場合は、交付税が2,400万円弱、減額となります。維持管理費につきましては、1校当たり1,600万円強の維持管理費がかかっています。その辺は減になることが予想されます。やはり一番負担が大きいのは、今校舎建築を行った借金です、起債。それ以外に今後また教育委員会で策定されています長寿命化計画に基づいた大規模修繕や建替え等が出てきますので、そういった面でもまた新たな起債が出てくるのが見えております。また、収入に関しては教職員が減になりますと、その方々の住民税、所得税等、村内ではかなりの割合になるものですから、職員が減になった場合、そういった歳入の減になることが想定されております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。学校運営について、細かい数字も出てちょっと難しい話にもなりましたが、実際に学校がなくなることで出てくるメリット、デメリット、また先生たちが減ることによる村の収益面でのデメリット、あと本当に難しいと思います。これだけ生徒数が少ない中で、校舎は建替えが必要、教員宿舎も建替えが、補修が必要、どこに予算をかけていいのかわからない。予算をかけたにもかかわらず続かなかったというふうになるとまた問題ですので、この辺は本当にまた私ももっと勉強しながら、学校、統廃合を中心として、それに附随する問題を解決していければと思います。それで学校運営、3校を続けていけるように皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っています。学校の統廃合については以上で終わります。

次に、固定資産税についてお伺いします。本村においての固定資産税、納税率はどれぐらいの率がちゃんと納付されているのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えします。固定資産税の徴収率、徴収金額について、過去3か年について、報告させていただきます。まず令和2年度、徴収率96.9%、徴収金額3,771万1,000円、令和3年度、徴収率93.71%、

徴収金額2,698万6,220円、令和4年度、徴収率92.99%、徴収金額3,529万3,100円となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません、もう一度。令和3年のところと、令和4年のところの金額を、ゆっくりお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

失礼しました。令和3年度、徴収率93.71%、徴収金額2,698万6,220円、令和4年度、徴収率92.99%、徴収金額3,529万3,100円となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

はい、ありがとうございます。この固定資産税がそのまま本村の財源になるということで、しっかり回収しないといけない課題だと思います。もう今次の質問もお答えしてもらったので、まだ令和2年度の96.9%から、令和4年度の92.99%という下がりがあります。もし下がった場合、ちょっとこれ数字を見るとどんどん下がっていているんですけども、その場合もちろん通告出して、固定資産税の納付書等を発送するという業務になると思いますが、払われていない方がいた場合のその対応は、どういうふうなものが行っていますか。お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には納期限を過ぎた方におきましては、督促状を発付させてもらっております。しかしながら納期限が切れた方、また固定資産税におきましては、居所不明、要は納付書を送っても返ってくる方もいらっしゃるしまして、そういった方々の対策も今同時に捜索といいますか。調査させてもらっていますが、基本的にはやはり固定資産税しかり、住民税もそうなんです、村としてはやはり税の徴収はとて必須だと思っていますので、やはりそういった滞納者の方に、未納者の方には、村独自で行う行政サービスとかを受けられないような、他課と一緒に連携して、そういった行政サービスを受けられないような仕組みへと、しっかり納税していただくという方法をとっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

先ほどの空き家に関連してなんですけれども、空き家の家主にももちろん固定資産税の請求書は送られていますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

村として実際、西田議員がお話を以前からされていると思いますが、村としてはまだ全体的な空き家を把握しておりませんので、納付書を郵送して戻ってきている方が空き家なのか、そうじゃない方もいらっしゃる

いますので、そのすみ分けはきれいにできておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この令和2年度から令和4年度の数字にかけて減少、納税率が下がっているのは、この松田課長がおっしゃった、送り返されてきたものが率が高まっているのか。それとも単に送り返されているのは変わらないけど、一般住民の皆さんが納税をしていないだけなのか。その違いをお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、御説明の前に、令和3年度の御報告させていただきました金額が、令和2年度と令和4年度と比較して大分下がっていると思いますが、令和3年度においては、コロナの特例措置により、固定資産税の課税額が減額になったために、実際に徴収する額が全体的に減ってますので、その辺を御了承いただきたいと思います。今お話しをしたように、納付書を送付して戻っている方につきましては、ずっと行方が追えない方もいらっしゃる方もいましたら、例えば引っ越しなされて返ってきて、それをまた搜索して、1年後、2年後に調査して見つかって、後納付していただく場合もありますので、一概に大きく空き家かどうかわからないですけれども、極端に増えたというところはなく、基本的にはお支払い、届かないところはこの数年、ずっと届かなくて調査しているところでもあります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では課長の見解をお伺いしたいんですけれども、なぜこの納付率が96.99%から92.99%まで下がっているのか。この考えられる理由をお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的にやはり徴収率が下がった要因としましては、コロナ禍において、戸別訪問等の実施が急激に減ったことも考えられます。もともとでしたら固定資産税に関わらず軽自動車税、国保税とか、そういった納期限過ぎて、数か月経ったら督促状、催告状を送って、その後には電話、戸別訪問とか実施していましたが、コロナ禍において、そういった徴収活動ができなかったのも、そういったことも要因なのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

財源がいつも足りない、足りないという座間味村において、財源確保はしっかりとやらないといけない業務だと思いますので、私らも今後、そういった村の収入に直接つながる税の納付については、一般住民の方々ともども周知をして、ともに座間味村を盛り上げていければと思います。ありがとうございます。

次に行きます。次はごみについてですけれども、前回自転車及び混合ごみとか、小型家電が搬出できますよという話だったんですけれども、実際に自転車、混合ごみ、小型家電、どのような形での搬出になりますか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。本日1日よろしくお願ひします。自転車につきましては、タイヤ、サドル、グリップ、ワイヤーのゴムカバーを取り除くということが条件となっております。また、炊飯器に関しましては、内釜を取る。電子レンジに関しましても分別できるものは分別をして出すように条件となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

観光立村の中で、レンタサイクル事業を行う事業者、皆さんの自転車を日常の足として使う方もいると思います。その中で自転車を廃棄する場合に、今現状は石川課長がおっしゃったのは、自転車のサドル、座る部分とゴム、タイヤです。タイヤとチューブを外す。あとハンドルのグリップを外す。ペダルについてなんですけれども、ペダルは外さなくてもいいということですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

そうですね、ペダルは外さなくてもよいと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。なかなか自転車を解体した方はわかると思いますけれども、タイヤを外すのも結構大変な作業です。これしっかりと分別して出すことで、不法投棄をしっかりとさせないようにしたい。また家電についても、今早見表でしっかりと出す形をとっていますけれども、もう少しあれも工夫の余地があると思います。ごみを出す側にももちろん責任があるので、この出したごみがどういう形で処理されます。どういう形で出さないとプラスでコストがかかりますというところまで教えて、皆さんに知ってもらうのも必要かと思ひます。ちょうどこの間、リサイクルセンターでそのごみの搬出、業者とお話をしたときに、電池等が、バッテリーもそうですけれども、内臓されているもの。特に一般家庭のガスコンロ、着火の際に電池を使ひますけれども、それがそのまま入ったまま捨てられると。これが火災の原因になると、実際にこれが火災になった場合の損害は、本当に甚大な被害を及ぼすと思ひます。出すほうは、自分の目の前からごみがなくなれば、それで終わりだというふうに考えがちですが、行政側、またそのごみをしっかりと最終処分場まで持っていく上で、出すほうにもそれを周知して、この作業の方の無駄な作業を減らす。それもコスト削減につながると思ひますし、そういうふうにごみを溜めない島をつくっていくためにも、もう少し周知が必要かと思ひますので、今後どういう形か、周知のほうをしっかりと伝えていければと思ひます。その辺を何か一緒に頑張っていきたいと思ひます。

今、阿嘉のクリーンセンターのほうで、しか見ていないんですけれども、ガラス瓶の搬出等について、提案なんですけれども、今はトン袋のほうに詰めて搬出作業を行っています。実際に前回、そういうガラスとか、陶器類を船に乗せたら荷崩れを起こして、船の中で倒れてしまったと。その清掃とか片づけが大変だったと、そこでですけれども、そのトン袋も1枚当たり900円します。どうしても日差しに当たると劣化して使い物になりません。その辺のコストを見直す必要もあるかなと思ひますけれども、今後アミコンなど、そのままフォークリフトで船に乗せられて搬出できるような体制づくりとか、何か検討されているかお

伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

御提案ありがとうございます。西田議員がおっしゃるとおり、トン袋は安くはありません。ただ1回使い捨てではなくて、使えるまで何度も使用していただいております。アミコンに乗せて搬出することにつきましては、引き取り業者とあとフェリーの船員の作業に支障がないか。確認をする必要がありますので、そちらを含めて検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひよろしく申し上げます。前回一般質問で、ごみについてですけれども、約年間4,500万円かかっています。それに伴って美ら島税の見直しが必要じゃないかという話をして、なかなかそう簡単にはいかないという話で、ちょうどその頃リサイクルセンター、座間味のほうで完成間近ということで、一度その稼働を見ながら、まずは自分たちの努力でコストが削減できるのを、コスト削減努力をして、見てからそういう美ら島税の見直しをとということだったので、ごみについてもこれ永遠に続く問題ではありますので、行政だけの問題ではなくて、一般住民また観光産業に携わる方々、ともども一緒に取り組んでいけるように議論しながら、できるだけコストを下げ、運営に支障がないようにしていきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

続きまして、1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。私はちょっと一般質問があつて申し訳ないんですけれども、まず最初に、座間味村の第5次総合計画案というものをいただきました。これについてお伺ひいたします。

この総合計画案は10年間ということで、この村が歩むべき指針になるものと理解しています。その政策にあたり、一般財源から1,191万円、コンサルタント料を払っています。それと印刷にかけるのが48万円ということで予算に出ておりますが、これが高いのか安いのかは、村民が決めることだと思います。そこで村長にお伺ひいたします。これは村民のためにつくったものか。行政運営のためにつくったものでしょうか。どちらでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この第5次総合計画に関しては、村民10年後の座間味村のためでありますので、当然まずは村民で、行政運営の教科書としての総合計画だと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。村民のためでもあるし、村民運営のための指針になるものだと思っております。これを読んで漠然としていて、ちょっと自分で読んでみて難しい言葉もたくさんあります。例えばステーキホ

ルダー、これは何だかわかりますか。最初のほうに出てくるんですけども、「ステークホルダー」私ちょっとこれを読むのにあたって、自分で辞書をつくりました。「利害関係」ということです。「ステークホルダー」、アジェンダ、予定表ということで、これを読むのにすごく時間がかかりました。自分が勉強不足というのももちろんあるんですけども、ただこれの策定にあたり、村民に尋ねたのは令和3年11月のアンケート調査だけでした。この回収率が25.6%、この回収した世帯は196世帯の方でした。座間味村のですね。策定に向けての会議は、委託業者を加えて、交えての策定委員会が庁舎内課長たちで、令和3年12月2日、その後令和も飛んで5年1月6日、令和5年2月3日の3回だけでした。この策定委員会をやっていたのがです。審議委員会が今年の令和5年に入って2月3日、令和5年3月1日と、ある程度素案が出来上がってから2回立て続けで会議を行っています。メンバーは村議会議長、観光協会、商工会、農業委員会、漁協組合、社協、教育委員会のメンバーでした。なぜか各住民の各字の区長や婦人会、青年会は選ばれていません。こちらの議事録も見ました。そんなに簡単に出来上がるものなのでしょうか。重要な計画、これは10年間の指針と、この島のこの村の10年間の指針となるものだと思うんですけども、それにあたり、村民の意見は入っていると思われていますか。お答えください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

令和3年度には、村民アンケートを実施して、さらに令和4年度にパブリックコメントもやっておりますので、私たちとしましては、意見は出ているものだと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今、令和4年度にパブリックコメントをやったというのは、議員の皆さんは知っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません、もう一度お願いしてよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

令和4年度にパブリックコメントをやられたということなんですけれども、それはどのような形なのか。私は全くわからなかったんですけども、具体的に教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

意見を聴取しまして、ホームページ等でパブリックコメントの公募をさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これに対して何か、御意見ありましたか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

特に大きいコメント等はございませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

大きいコメントは全くなかったと。コメントはなかったということで理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

全く私も知らなかったので、コメントもしませんでした。実際に本当にこれが皆さん、周知されていたのか。ちょっと今、聞いて初めてわかったことなのでびっくりしています。

それでほかの市町村のホームページから、総合計画をつくるのに住民会議とか、ヒアリング、あといろんな世代の住民とワークショップ、例えば婦人とか青年とかということです。いろんな世代の方と、各字の住民とか、そういう方でワークショップを開いたり、パブリックコメント、審議会をやっております。南風原町では45回、自分が調べたところです。北谷町では39回、そういう会議を経てこの第5次総合計画をつくっております。すぐお隣の渡嘉敷村では25回、住民の意見を聞きながら策定しています。確かに住民の意見を集約するというのは大変なことだと思います。どこまでその意見を取り入れるか、大変難しい作業と面倒です。でもその努力をして策定するのが行政だと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

例えば北谷町の例とかありましたが、又吉文江議員のおっしゃるとおり、それに関して回数が少なかったのかなというところは、次回また反省しないといけないところだと思っております。しかしながら策定委員、また審議会の皆様、また全然私たちが村民の意見を聞いていないわけではなく、そういった回数が少なかったという話は、非常に申し訳ないと思っておりますが、あくまでも我々はその審議委員会の皆様にも意見は得ていますので、その辺はまたひとつ御理解いただけたらと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私のほうからもお答えさせていただきます。基本的なところで言いますと、又吉議員から御指摘をしている部分に関しましては、ごもっともな部分もあろうかと思っております。ただ先ほどの話と違いますが、西田議員からの質問のときにも、うちの総務課長が答えておりましたが、その前にパブリックコメント、それから審議委員の皆様方ということもさせていただいておりますし、ちょうど期間中がコロナであったということも併せまして、なかなか住民の皆様が集まってもらえる機会がなかったというのも現実としてございます。この総合計画なるものは、自治法の中で各自治体は総合計画なるものを策定しなければならないという

自治法に基づいて私どもはつくっておりますが、その中で自治体に委ねられているのは内容だけではなくて、この総合計画を議会の議決を経るのか、経ないのか。これも自治体に委ねられております。座間味村はあえて議員の先生方に見てもらうという意味で、もちろん議長に、審議委員の委員には入っていただいているんですが、議員の皆様方にもわかっていただくという意味で、座間味村においては議会の議決を経て、この総合計画なるものが効力を発するというようなことを条例で定めさせていただきました。その結果、コロナで皆様方にお示しをすることがなかなかできなかった状況の中でも審議委員の皆さん方、あるいはうちの職員は細かく資料提出等をさせていただいております。そういった中で、前年度、今年度の3月の議会で議案としてこの総合計画を皆様方、議員の先生方にお示しをさせていただいた上で効力を発するような環境づくりをさせていただいたというのは、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

確かに議会でやりました。そのときにももらったすぐこの難しい文章を読んで理解するというは、もちろんできないし、令和5年の2月と3月に審議委員会も開いています。それもわかります。ただその中に、住民として意見が入るような場ではなかったような気がします。もう出来上がったものを「認めていただきます」みたいな感じだったんじゃないかなと、議事録を見てもそういうふうに想像します。

先ほど村長がこれはつくりたくないものということ、自治法で決められていますとおっしゃっていましたが、私が調べるところでは2011年地方自治法改正によって、市町村の基本計画、策定義務がなくなったと書いてあります。それも別に策定して悪いとか、いいとか、そういうことは言ってないんですけども、ただ策定するにあたって、その第5次の前の第4次の総合計画も見せていただきました。これにはすぐく村民の意見が集約されているような気がします。今回のものも刷り上がって、完成品はまだできていないので見てないんですけども、アンケートがあります。このアンケートの中に、適切な廃棄物の処理が94%上がっています。それとあと水道安定供給これが93%、観光にふさわしい、環境衛生です。これはトイレとかシャワーなのかなと、自分は思うんですけども、それが90%、それと保健と医療の充実90%、これは村民のアンケートで出てきている数字です。それについて、これからの課題と見直しには、住みやすさを活かした生活環境の形成や移住定住の展開、2番. 生活環境や医療の安全安心のまちづくり、3番. アフターコロナ社会における地域資産を活かした観光産業、4番. 観光産業と連携した農業、漁業などの第一次産業の活性化、5番. これまでに整備した設備、地域、資源の有効活用による効果的な行政運営の5つでした。

最初に挙げたアンケートの結果の先ほども西田議員も言っていたんですけども、ごみの問題です。適切な廃棄物の処理とか、水道、安定供給は企業局がやることになったのでいいとして、観光地にふさわしい環境衛生、こういったことがその課題と見直しには全く載っていないんです。これについてはどのような説明をされるか、御意見をお伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど御指摘がありました地方自治法、確かに改正がされておりますが、地方自治法におきましては、改正後も個々の市町村が村の自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能である。私たちはそういう意味合いをもって、総合計画を策定しておりますが、総合計画なるものは単純に総合計画だけをつくっているわけではございません。人口計画ビジョン、あるいは高齢者福祉

計画、子供のいろいろなもろもろの計画がございます。そういったものを総合的に、一つにとりまとめたのがその総合計画でございます。例えば、福祉であれば福祉計画、例えば人口ビジョン総合計画、それから過疎地域、持続的発展計画、これももちろん持っています。防災計画、子ども子育て事業とか、高齢者福祉、障がい者福祉、そういったもろもろの細かい計画がございます、その総合版というのが、簡単に言いますと、私たちが今、話をしている総合計画なるものでございまして、例えばごみに関してもいろいろな考え方を、これまでもお示しをしております。ですから総合計画の中で、議員おっしゃるように、ごみのことが細かく書かれていないというのはごもっともなのですが、その下にある計画、高齢者福祉、老人福祉、障がい者福祉、子ども子育て、人口ビジョン、過疎計画、いろいろなものがございますので、そこで細かく書かれている。ここで書かれていない分に関しては、例えば議会の議決の中で予算案の中で、皆さんにお示しをしてある一つの事業を遂行していく。こういった仕組みになっておりますので、総合計画に入っていないから私たちはこれをしませんとか、やるべきだろうとか、そういう話ではないというのは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

住民アンケート、住民の意見として住民アンケートが25%の回収率であって、その中で一番声が上がったのがその部分であるので、それについてやはり住民の意見として、少しは取り入れてほしかったというのが、これを読んだ私の感想です。

この指針に基づいて、検証や見直しが今後行われると思うんですが、具体的に例えば何年ごとに検証するとか、そういう計画はございますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど話した総合計画というのは、いわゆるトータルの計画でございまして、基本計画です。細かいところに行きますと、細かい実施計画はこの下にはぶら下がっておりません。ぶら下がっているのは、先ほど話をした高齢者福祉だったりとか、子ども子育てだったり、人口ビジョンだったりとか、そういったところに入っていきますので、そこは物によりますけれども、5年見直し、4年見直し、あるいは過疎計画だと6年目だったかな。そういった形で計画、実際の細かい下にある上位計画、総合計画ですか。その下にある計画は、その計画によって見直しの期間が多少違うものがあります。例えば今ここにあるのは高齢者福祉計画は、令和3年から令和5年まで計画。同じように障がい者福祉系は令和3年から令和5年というのがありますが、人口ビジョンでいいますと、またこれは5年であるとか、そういった中で細かい、各末端の計画の中で、計画期間ございまして、この計画期間に基づいて福祉やこの部門は、この計画の中で細かいところをやっていく。これを実現をしていく。それをやることで、行政運営をしていくというのが、その上の最上位計画が基本、総合計画でございますので、ここで細かく書く必要は、私はあえてないと思っております。

実際にこの下の詳細の計画の中で、どれだけ反映させることができるか。その中でどういったことができるような環境の文書にしていくのか。ここがとても肝でありますので、総合計画だけで判断されるのは、なかなかちょっと厳しいものがあるんじゃないかというふうに、私は行政としては認識をしておりますので、そこをわかっていたきながら、またそれもさらに私どもは第5次総合計画を立てておりますけれども、そのさらに上位計画は、新沖縄21世紀ビジョン、これは沖縄の全体の計画として沖縄県が策定した。ここにはもちろん沖縄県の県知事を筆頭に有識者、私も入りますけれども、そういったところに入っている中で、

そのひもとく自治体の総合計画、その中の総合計画の福祉はどうあるべき。人口ビジョンはどうあるべき、過疎地域の活性化はどうあるべきかと。そういったことをこうつらつらと計画は出てきているわけですから、その中で議論をさせていただければありがたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

やはりせっかくなつくつた1,191万円も使って、つくった計画なので、ぜひ島の10年後、そしてまた計画にはやはり若い人も入れてほしいとすごく思ったんです。10年後、自分はどうなっているのか、ちょっとわからないので、ぜひ今後、こういう計画をつくる時には、ほかの市町村のことをとやかく引き合いに出すことはないと思うんですけども、やはり座間味村としても、村民の意見を聞く。この中で最後に、何度も書いてあるんですけども、行政主導でなく、住民と行政が一体になった協働のまちづくり、これは村づくりだと思うんですけども、協働って協力と、あとともに働くの協働の村づくりをぜひお願いしたいと議員として思っています。よろしくお願いします。

次に、墓地公園についてお伺いいたします。墓地公園、つくってから墓地公園ができてからはや8年になります。「ゆりかごから墓場まで」という社会福祉政策の基本にあるものだと思うので大変、墓地公園ができてよかったとは思っています。各々の墓地公園の使用状況と、あと現状と課題をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。現在の墓地使用状況につきましては、座間味区が17区画のうち13区画、阿佐区が7区画のうち1区画、阿真区が10区画のうち3区画、阿嘉区が20区画のうち3区画、慶留間区は6区画のうちゼロとなっております。課題は特にありません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

字によっては、なかなか埋まらないお墓ですが、自分のところにも島出身者で御両親が亡くなり、島に家はあるが、子どもたちは皆本島。しかし、両親のかつての希望で亡くなったら島に帰りたいという希望もあるが、住民票が子供たちにはありません。本島在住なので。そういうことは、座間味村でもお墓は申し込めないという話を聞いたということで、そんな事例もあるので、住民票がなければお墓をつくれないというような、申し込みができないということがその支障になっているのかと思っています。本島や内地に住む子や孫にとっては、親のふるさとを思う気持ち、今の私たちの生活は、その先人たちに支えられていたと思います。住民票があるなしではなくて、本籍があれば、家があれば、村営の墓地にお墓をつくれるように取り計らっていただければいいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

ありがとうございます。基本、墓地公園は居住している住民の皆さんのために設計をしております。御本人や基参者が御利用の際の維持管理などを考慮しますと、やはり将来的にもお住まいの地域で管理されたほうがよいのではと考えております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ということは住民票がないと、本村ではお墓がつくれないということになるということなので理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

はい。基本的にはそういうことになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

これだけ墓の空き地があるので、できればある程度枠を広げていただいて、もともと島に住んでいた方とかのお墓をつくるというのも私は必要だと思います。村長の意見をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

気持ち的には私も全く一緒でございます。ただ墓地法が改正されたのが平成15年ぐらいだったかと思えます。ちょうど私、県庁にいたので覚えているんですが。これまでは個人で今でもそうですけれども、宅地、畑とか、農地とか、個人で土地を所有しております、個人でも墓地が今でも存在していると思えます。個人の所有する墓地という土地がある人もいると思えますが、「個人で墓地をつくってはいけません」というのが、簡単に言うと墓地法の改正でございました。なので公的機関、あるいはそういった一つの広域的な財団法人、団体です。沖縄本島に行くと何とかメモリアルパークとかありますけれども、そういったところがつくる墓地か、あるいはいわゆる行政がつくる墓地公園なるものに、墓地をつくらないといけないというのが、簡単にいったら墓地法の改正だったと思っています。個人でつけれない。そういったことで、今回というか、これまでに5つの字区に5か所、区画は置いておきますが、5か所の墓地公園という使用する墓地が、墓がつくれる面整備をさせていただいて、先ほど言ったそこに入ってきている数が、今先ほどの住民課長が言った数でございます。まだまだ空きがあるとはいえ、まず一つは、座間味村という行政区で整備をさせていただいたところでございます。そこはやはりここに住民票を置いて、あるいは税金を払っていただいたりとか、そういう生活をしている方々がまず、そこを使えるようにするのが一番であるというふうに考えるのは、極々申し訳ないんですが、自然の考えになってくるのかというのが一つ。

それと確かに既設の個人でつくった墓、私ども我が家もございしますが、それだけではなくて、座間味村は人口増加計画、一生懸命取り組んでおります。1,077名から860名まで落ち込んだ人口も、900名ぐらいまで復活をさせていただいておりますが、その裏には、私たちの後輩であったり、子や孫が帰ってくる事例以外にも、移住をされてきている方々がいらっしやいまして、そういった方々はまだ若いほうでございますので、そういった方々を踏まえて将来的に、墓が増えることを、お墓をつくるニーズが増えることも十分に考えられることであるということ。それとそれ以外に、これ以上に墓地公園を整備する計画は今のところはございませんので、座間味村においては。まずそういった状況を総合的に勘案しますと、私も個人的に村長でなければ一住民であれば、その気持ちに大賛成ですし、そうあってほしいと思えますが、ここは心を鬼にするわけではございませんけれども、一行政マン、あるいは行政運営させていただく立場からいたしますと、気持ちはありますし、そういつてふるさとを思ってくれる気持ちもありがたいではございますが、今

の状況では厳しいのではないかというのが、私の判断でございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

とても残念ですが、そういうことなんですね。これに関して今、管理費は本墓だと、年間1,500円ということで、今実際に本墓しかつくられていないんですけれども、年間1,500円の管理費は妥当だと思いますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

そうですね。ほかの自治体、全部調べているわけではないんですけれども、2,500円から3,900円というところでありますので、1,500円は安いかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

自分も区長をやって、お墓の清掃とか、そういうのに携わったんですけれども、やはり人件費等々、お墓の周りの草刈り、年2回やります。結構人件費もかかります。それが年間の1,500円の管理費で賄えるとは思いません。ぜひもちろん公共なものなのであれなんですけれども、やはりもう少し管理費として取ってもいいのかなと思っています。

それと、合祀墓という項目に、条例のほうに載っているんですけれども、合祀墓は今後つくる予定はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

申請があった場合は、設置することになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

合祀墓というのは、もし身寄りのない方が入れるお墓ということであります。先ほど村長もおっしゃっていましたが、内地から移住者もたくさん来ています。そういう中で今後、合祀墓も必要になるのかと思いますけれども、つくるとなると結構、この金額ではつukれないんじゃないかと、結構お金がかかると思います。今後そういうことがあるということをお頭のなかに入れながら、お墓の管理をお願いしたいと思えます。

次の質問に入ります。今年度、座間味区の総会で、自分も新しい区長が決まって、大役を引き継ぐことができました。昨年12月10日に地方自治法改正が可決され、委託料が300万円以下であれば、議員との兼業も可能ということになりました。とりあえず、これは御報告までです。さて総会に毎年役場の幹部の方をお招きして、区から村に提出している要望の回答をいただいております。財政難で予算がないとか、役場の考え方の違いで、毎年繰り越される村への要望が多いのが現状です。その中で13件、座間味区ではあったんですが、その中で5つの順に関して、お伺いしたいと思います。

まず村区内の掲示板、この設置については、速やかに行いますという回答でしたが、今の現状をお願いし

ます。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

掲示板につきましては、総会でも話をしていたように前区長の文江さんと担当が話していただきましたウエルカムパークの後ろです。1か所のほうはできて用意させてもらっています。もう1か所につきましては、ちょっとまだ調整されてなくて、今度の区長会で新しい区長と調整させていただこうかと思っております。ものに関しては、掲示板自体のものが2つ同じようなものなものですから、これは今現在、発注しているところであって、その後、置き場については、早急に区長と詰めていけたらと思っておりますので、もう少しお待ちいただけたらと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よかったです。もう座間味区、字座間味では、3か所しか掲示板がなかったの、区長としては大変苦勞しました。

次、山川公園の日よけ設置について、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

以前から要望がありまして、現在まで進展がなく、申し訳なく思っております。総会でもお話ししましたとおり、あずまやの設置を検討しておりまして、今予算の確保に努めております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

あずまやも結構です。ただもうちょっとお金をかけない方法もあるのかなと思うんですが、ぜひ早めに年内中に予算確保はできますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

年度内に予算が確保できるように努めてまいります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。心強いお言葉、ありがとうございました。

次に、座間味区の東側の住民が避難に指定されている古座間味の上ですが、何も無いところから高月山への避難誘導する歩道をつくってほしいという要望でしたが、今回の総会では古座間味の上に備蓄庫を、防災の備蓄庫を置くということでしたが、それはいつでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません。置くとは断言していません。置いたほうが得策だと誤解とさせてもらっています。しかしながら、道をつくるデメリットよりは、向こうのほうが事業実施に向けても得策だと考えていますので、これからこういった事業を取り入れて、そこに設置するか。これから事業化に向けて検討していくとお話しさせていただいたんですが、今後事業化に向けた取組を行っていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

前からこれは古座間味の東側に避難した人が、その後どうやって何もないところで雨風しのいで夜も明かすのかわからないんですけども、そういうことを考えると、やはり早めにいつ災害が起こるかわかりません。そういうふうにご考慮おられるのであれば、早目にそういうテントとか、そういうものがあるような備蓄庫をぜひ防災の中で、つくってほしいと思います。よろしくお願ひします。

あと、地域猫対策についてですが、これも副村長に素案があるというような具体的なお話がありました。具体的には現在あるのか。教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

すみません、質問の中にこの事項は入っておりましたか。

○ 議長（宮平喜文）

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。すみません。

次の質問に入ります。先日台風2号が通り過ぎて、内航路のみつしまの船を下ろそうとして、座間味東側船揚げ場にある村管理の船揚げ用のウインチワイヤーが切れた事故について、質問です。幸いにも命に関わる事故ではなかったのですが、腕の粉碎骨折だと話を聞きました。一步間違えたら命に関わる事故になりかねない。その事故の詳細をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

それでは詳細という形で報告させていただきます。まず台風2号通過後、これ6月2日なんですけれども、17時24分ころ、東側バースにおいて、みつしま船長、2人で船を下ろす作業を行っておりました。そして当時、1人が機器のリモコン操作、1人が乗船した状態でありました。ワイヤーが巻上機から約10メートル先付近に設置されているフックに取付けてある滑車付近でワイヤーが切断し、切断されたワイヤーが巻上機を操作していた船長の右腕に直撃したということになっております。台車はそのまま下りまして、台車前輪はレールに乗っておりますが、後方は脱線した状況にあります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

このような同じような設備は、阿嘉島とか慶留間島にはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

阿嘉島にも整備されております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

慶留間島にはない。座間味と阿嘉島だけですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

阿佐にもあります。そして慶留間島にはありません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この管理は、座間味村ということでもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この安全管理は、どのように。例えば1か月に1回点検するとか。どのような安全対策をとっておりますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

すみません。定期的なメンテナンス等は行っておりませんが、必要に応じ修繕等を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

これは一般の方も使える施設ですよ。使用料とかはどうなっています。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

座間味島では徴収しております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ほかの島では徴収はされてなく、安全管理は何かあったときに行うということですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

阿嘉等では徴収しておりません。ただ定期的なメンテナンスは行っておりませんが、万が一、例えばこれが弱ったとか、そういった情報があれば点検をし、交換するか修繕等を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

事故があってからだと遅いとは思いますが、やはりみんな台風等々で船の上げ下ろし、船は大きくなっています。使用頻度も増えていると思うし、役場の管理をきちんとやらしてもらわないと、事故が起ってからだと遅いというふうに思います。また保険とかは入ってはいませんか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

村独自では保険は入っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

民間の人はお金を払って使用するわけです。座間味においては、それに対してやはりそこでまた事故があったときにいろいろ損害賠償事件になってくるのかと、怖いと思います。ぜひ危ないものというか、船を上げたり下ろしたり事故というのは、本当によくあるような感じなので、ぜひ今後も定期的な安全点検はやるようにしてほしいんですけども、その予定はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そうですね。今回の事故を教訓に点検等を行ってまいりたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

関連してもうすぐサバニレースもあります。サバニレースに阿真の青少年旅行村にある艇庫もあります。これは村管理でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、村管理となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ここも安全管理はされていないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ここも定期同様、何か不備等があれば修繕等を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ここもちゃんと保管料を取っていると思いますが、規約には条例には載っているんですが、そこで何かあった場合、やはりいろんな設備の座間味村の設備の安全管理というのは、料金を取っているのであれば余計にきちんと日々の予算にあげて、管理するほうが使うほうも、以前もサバニの揚げ降ろしのときに大けがをした私の知り合いもいます。やはり安全管理は絶対に必要だと思えます。予算を組んで今後やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

その件ですが、前向きに検討してまいりたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

保険とかそういうのも入ったほうがいいのかなど、自分は思います。それと徴収している保管料、サバニ等のそういう収益というのは、歳入に入っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、歳入に入っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今実際、わからないと思えますけれども、サバニの何艇ぐらい管理して、サバニだけじゃなくて、ヨットとかいろいろ管理しているものがありますよね。これについて次の議会までに教えていただきたいんですけども、ちゃんと年間幾ら使用料があつて、そしてそれがちゃんと村の財政に入っているのか。細かいことを教えていただきたいと思えます。施設管理に関してはしっかり点検見直しと安全管理よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

5番 中村秀克議員、一般質問よろしくお願ひします。

○ 5番（中村秀克議員）

おはようございます。よろしくお願ひします。

まず一般質問始まる前に、この間の台風2号に関してみつしまが運休して、阿嘉、慶留間の職員が阿嘉出張所待機になったんですが、そのとき台風後の片づけ等々頑張ってくれて、特に慶留間は台風が東にそれるのが遅れて、南西からの返し風があつて、スロープが非常に汚れてこれ夕方から区民だけでどうしようかと考えたんですが、教育長はじめ職員が一丸となりまして、短時間のうちに片づけて、それも久々に見た軽石がトン袋3つ分です。フォークリフトまで持ってきてくれて短時間で整備されました。ありがとうございます。御礼申し上げます。では一般質問に入ります。

急患搬送の連絡体制についてですが、特に阿嘉、慶留間についてですけれども、去るゴールデンウィーク初め、4月29日に阿嘉地区で急患があり、慶良間空港を使用するということでしたが、時間の変更等があり、最終的には阿嘉ヘリポートを使用し急患搬送しましたが、ヘリポートの発着の変更とか、時間の遅れ、これは座間味村、沖縄県、自衛隊との連絡体制に何か問題があつたのかなかつたのかお伺ひします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

急患搬送の件ですが、救急搬送はその当時の患者におきましては、1時間遅れではありましたが、患者は特に問題はありませんでした。当該事案につきましては、役場と当直者と、対応した阿嘉、慶留間消防団との連携不足が原因となっております。

阿嘉、慶留間における夜間のヘリ搬送に関しましては、ほとんどが慶良間空港にて対応していたため、消防団側が慶良間空港だとの認識の下、対応しておりました。また、役場当直においては、阿嘉ヘリポートで対応するものと認識しており、お互いに着陸場所の確認を行わなかつたことが要因となっております。それを踏まえて、沖縄県、また自衛隊、沖縄消防指令センター及び座間味村で振り返りを行つており、またこのそういった確認不足を阿嘉、座間味村の当直者、座間味村役場、また阿嘉、慶留間消防団、次回からはそういった確認をしっかりとやるようにということで、今のところは振り返りを行つているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。時系列でいいますと、18時48分に空港担当者に連絡があつて急患搬送があるから、空港を開けてくれということで、開けて19時55分に到着予定ということで、診療所から46分、約10分前に空港向け出発して、19時50分に到着すると。しかしこれから10分遅れということで、診療所から先生、看護師、患者、付き添いの親が救急車の中で、親は待合所にいたらしいですけれども、あの狭い救急車の中で基本的に30分近く待つてゐるわけです。後に自衛隊ヘリは阿嘉島に着いているということで慌てて、折り返し阿嘉ヘリポートに行ったわけですが、最初から阿嘉ヘリポートとわかつていたら、ぎりぎりまでぜひある程度、医療体制も整つてゐる。診療所で待機すれば患者の負担等も減つて、先生、看護師の労力も相当削減できたんじゃないかと思うんです。連絡体系の不備等々、これはさつき課長から言われましたように県と消防指令センター、自衛隊と綿密な連携をとつていくということで、これ徹底してやってもらいたいと思うのですが、消防団当番でいたとき、夜はいわゆるいろんな制限があります。酒を飲んで

いけないとか、車を運転しますから。だけど今回、慶良間空港の職員は消防団でもないし、担当でもなかったんだけど、ちょうど夕方、「一緒にビール飲もうか」と話をして買いに行こうとしたときに、電話があって、彼は当番ではないから、もしかしたら飲んでいたら、空港までゲートを開けに行けなかったわけです。もう一人は多分那覇だったと思うんですが、したら誰か空港の鍵を持っている人が慌てて空港を開けて。勝手に空港職員以外は開けられないと思いますけれども、そんな面これから対応どうしたほうがいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず消防団におきましては、役場職員ではありませんので別機関となりますので、座間味村消防団の私、団長も務めておまして、また阿嘉、慶留間には副団長がいますので、その副団長をはじめ、阿嘉、慶留間分団長、副分団長もいらっしゃいますので、そういった方たちと再度、振り返りを行い、着陸場所等の確認は徹底するようにやっていきたいと思っております。今、お話がありました空港に関しては、この空港の管理は村側になりますので、その急患時、慶良間空港を利用する際の消防団以外が、恐らく役場職員がその管理となっていますので、その辺の連携を産業振興課が所管になりますので、その辺をまた御指摘があったように、どういうふうな体制で行うかというのは調整させていただいて、その辺をまたしっかりやっていけたらと考えておりますので、今後の課題とさせていただきますと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。一つ疑問、これは正確な情報かどうかかわからないけど、23時15分には、阿嘉島ヘリポートには待機していると、着陸しているわけです。したらその前にヘリポートの照明を多分、担当者が点けるはずなんですけれども、その時点で本当は空港に連絡しないといけないわけです。照明なければヘリコプターは降りられないはずですから。降りる前に点けたということは、もう点ける前に阿嘉に来ますよというのを事前に連絡していたら、もっと早く自衛隊ヘリを待機させることもなく、そういったことができなかつたんですけど、それが事実。いわゆるもうヘリが着陸してから空港に連絡が行ったのか。その辺が定かでない。もし待機しているという連絡があったら、照明をつける前に本当は、空港に電話したほうが、もっと素早い対応ができたと思いますけれども、その辺の事実関係を知りたいんですけれども、これは時間がかかりますかね。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回の一番のまず基本的には連絡に関して、当然診療所から役場に連絡があって、そこから自衛隊のヘリを要請して、那覇からの出発時間、こちらの地元の到着時間と連絡があるものなんです。その中でやはり今、お話したように、当直者は当然自衛隊から来て、そのヘリポートという認識はしておりました。がしかしながら、阿嘉、慶留間消防団に関しては、近年ずっと搬送が慶良間空港だったので、そこを聞き落として慶良間空港に行ったというのが原因ですので、その辺やはり消防団的にも近年、慶良間空港が続いていたものですから、そこが一番大きな勘違いだったということが原因だと思っておりますので、その辺しっかりしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。やはり人間100%ではなくミスもありますので、それを極力減らすように、いろんな相互の連携体制をしっかりとやってもらいたいと思います。関連してですが、慶良間空港を夜間使用するんですけども、いわゆる各ヘリポートにあるような照明設備がない。車のヘッドライトを利用してやるということを聞いたんですが、これはちゃんとしたヘリポートの照明が、県の第3種空港だからできないのか。その辺を確認したいんですが、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在の夜間救急搬送の対応していただいております陸上自衛隊の救急患者搬送及び航空自衛隊救護隊の担当部署に直接、それに対して確認いたしましたところ、車両のライトを照らして行う行為については、安全面では問題ないとの回答を得ております。今、議員のおっしゃられました着陸のときにライトを照らしているわけではなくて、実際滑走路には8個、赤い点滅灯があります。救急搬送のヘリが来た場合に滑走路の確認はできるんです。どこに滑走路があるかという確認はできていて、自衛隊機が降りる場合においても、自衛隊機は下にライトを照らすことができますので、滑走路の安全を確認して降りて、そのあとエプロンに誘導するときに、エプロンの部分について、両側から車両でエプロンにライトを照らしているということでもありますので、この自衛隊機が救急搬送する上で降りる部分について、今の慶良間空港の設備で問題があるということではありません。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これは車1台のライトだけで十分なんですか。これ両側から2台でやるとか。したら1人で車を運転して、かけもちで行ったり来たりするのか。1台の車のライトだけで誘導ができるのか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

基本的には今、2台で今まではやっているという話は聞いております。2台でエプロンまで誘導している。エプロンの端っこのほうに車両を設置して、エプロンを照らす形でエプロンのほうに誘導するというところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

この車は、1人が運転者が掛け持ちして定位置につけて、また降りて、もう一つ車にもって、反対側の定位置につけるといふ、1人でやっているのか。2人でそのままやっているのか。夜間ですから、空港職員1人で開ければ、消防団員がやればできると思いますが、基本2台でやっているわけですね。運転手はどうなるかです。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

運転手がどのようにやっているのか確認していませんが、2台でやっているということは確認してござい

す。ただ、今言われたように、空港職員がしか、この車両が運転できないのか。この消防団の方が運転して照らすことが可能なのか。それはまた少し調べて回答したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

はいわかりました。命に関わるような事案ですので、これからできるだけ急患がないことを祈るんですが、起きてしまったときに、100%ではなくても適切な行動を取ってもらいたいと思います。

次ですが、小鳩の塔についてですが、戦跡地等整備事業、これは五、六年前から始まって、おととしに終わったはずなんですけれども、国か県の事業で村内各地の整備事業が済みましたが、私の出身地の慶留間地区でも、小鳩の塔周辺、立派に整備されて感謝申し上げます。

表題の小鳩の塔についてですが、説明板が新たに設置され、わかりやすい文章で説明されていると思います。あと、希望として、小鳩の塔に祀られている子供たちの名簿板が設置できないか。お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。この事業は令和2年度に座間味村戦跡及び戦争記念碑塔環境整備事業により一括交付金を活用して整備を行いました。提案の小鳩の塔に祀られている子供たちの名簿板については、基となる資料や遺族等の意向も確認しながら今後検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

はい、ありがとうございます。石は御影石みたいな石板、あんな立派なものではなくても、プラスチックのパネル板の説明板につけているようなものでも十分、対応できるんじゃないかと思います。この子供たちはとりあえず平和の礎とか、座間味の平和の塔には刻銘されていると思うんですが、生まれ育った慶留間島に、自分たちで祀られているのに、何もないというのはちょっとかわいそう、寂しいのではないかと。以前建てるときに、遺族から「思い出すからやめてくれ」ということで下ろした経緯もあるんですけれども、先輩の中村武次郎さんに言わせれば「もう出してもいいんじゃないか」ということでやって、その整備事業のときに担当していた壮一郎課長にかけ合ってもらったんですが、この事業の予算の範囲ではないということでとりあえず、その事業ではできないということで連絡というか、返事をもらっていたんですが、やはり向こう武次郎さんに「この事業できる」と言い切ってしまったものですから、「ヌーナトウガ」と言われて、「ちょっと待ってね」ということで、前も一回出したと思うんですけれども、とりあえず村の対応をきちんと聞きたいと思いました。課長の話では、とりあえず今は検討という段階でありますけれども、こちらもそんなに大きな金をかけなくてもいいです。説明板みたいな感じの板に刻銘できればと思います。ありがとうございます。

通告文にはないんですが、多分答えられると思いますが、村長に。県立平和祈念資料館の分室を座間味村にということで提案しているんですけれども、何か進捗状況があればお伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

全くございませんで、県は本当にけんもほろろございまして、なかなか前に進まないのが現状でございます。

す。これ以上、施設を造るということは、県側からすると非常に厳しいということでございまして、その代替えではないんですが、例えばこういった整備をさせていただいたり、あるいは歴史文化センターのほうに、戦争だけではないんですが、そういったものを見る展示ができる部屋をつくったりということをしていただいているところです。ちょっと厳しい状況ではございますが、また改めて要望させていただければというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。非常にいい提案です。地上戦の第一歩となった島でありますので、この辺を県にもよく御理解いただいて、その分室の実現になることを私も応援しておりますので、これからも掛け合ってください。以上で終わります。

○ 議長（宮平喜文）

続きます。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さん今日1日、よろしくお祈りします。まず議題に入る前に、世界情勢が荒れています。今はもう共産主義の国と資本主義の国の戦いで、いつ戦争が終わるかなと、毎日それを見ているんですけども、なかなか終わりそうにないのでちょっと寂しいなと思うんですけども、また異常気象で線状降水帯、これも日本を襲っていますので、この辺もまた我が村も線状降水帯に遭わないような、遭ってもすぐ対応できるような、そういう災害にも気を付けてみて、災害が起きそうな場所を今一度、確認してもらいたいと思います。

私の一般質問に入りたいと思いますので、よろしくお祈りします。今回、2つ出しているんですけども、前回5問出したんですけども、なかなか時間がちょっと最後まで、うまく話ができなかったものですから、タブって一応また今回、空き家対策の質問が2番目にあるんですけども、かなりこれも西田議員が答えられているものから、短縮になると思いますので、御理解をお願いします。

最初に、美ら島条例について、それについては私が一応、皆様への廃車処分に関して、今の平成27年の6月の定例会から始まって、約7年ぐらいあります。廃車処分に対して、なかなか一向に進まないのので、これを一応、前回これ掲げたんですけども、なかなか議論がいろいろ、私の思う通りにいかなかったものから、今回も出させてもらいました。皆さん一生懸命頑張っていると思いますけれども、なかなかそういう放置車がそれに対する、住民の思うような形でいかないもので、その辺を私今後どうなるのかなというのがちょっと心配で、住民の希望が「向こうに駐車場をつくってもらいたい」というのがものすごい希望が大きいんです。それに対して今後どういう方向で進んでいくのか。私も方向性がわからなくなってしまっているんです。この辺をぜひいい答えをいただきたいと思いますけれども、よろしくお祈りします。

○ 議長（宮平喜文）

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。平成26年度から所管であります沖縄県南部土木事務所、そして顧問弁護士、那覇警察署

と連携を図りながら所有者に対し電話や文書による撤去通知を行い、告訴まで行いましたが、一向に進展がない状況にあります。今年度、沖縄県農林水産部との行政懇談会が8月に予定されておりますので、その会議に要望事項として、県管理漁港であることから県において、指導徹底を要望する旨を伝えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

課長、この前出張でこの件に関して出張されたと思いますけれども、その結果を報告お願いできますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

垣花議員、私のほうでまとめてよろしいですか。この案件につきましては、私のほう座間味村といたしまして、刑事告訴を行いました。これまで報告をさせていただいておりますが、それが受理されまして、那覇警察署のほうで起訴をしていただき、刑事処分が決定し、処罰を受けているという連絡を受けたというのが、先ほどの質問の内容でございます。私どもといたしましては、新たなフェーズに入ったというふうに考えております。これまで垣花議員から再三お願いという形で、これをどうにかしてくれという話をいただいておりまして、私たちなりに一生懸命してきたつもりでございます。その結果といたしまして、先ほど話をしたように刑事告訴の中で、刑事処分が確定して、処罰を内容についてはすみません。出せませんが、わかりませんが、処罰を受けている状況になりましたので、先ほど産業振興課長から話もありました。8月には、市町村と沖縄県農林水産部との行政懇談会がございますし、それ以外の場所でもしっかりと今度は、やることがいけないんだというのが経緯として確定しておりますので、今度は私どもといたしまして、座間味村は沖縄県に対して行政代執行を含めて大胆な手法で、1日も早くその場所からその物を撤去するような段取りをしていただきたいということを、座間味村から今度は沖縄県に申し上げるというような段階に来ていると。これまでも連携をして県ともやってきたつもりですが、どうしても管理をしている立場上、私たちのほうが主導して刑事告訴まで行ったんですが、これから先はそもそもの設置者である、元の管理者である沖縄県にしっかりやっていただくこうという考え方でございますので、8月以降といたしますか。できるだけ早いうちに、私といたしましても、農林水産部のほうに足を運んで、これまでの経緯を含めて再度説明をする中で、今度はここまでやってきたので、あとは沖縄県のほうでしっかりとやってくれという話をさせていただこうと思っておりますので、大変申し訳ないんですが、今しばらくお待ちいただければと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ありがとうございます。すばらしい、行政のほうも動いてもらって、本当にありがとうございます。本当に大変だと思います。本当に、これも私たちも区民から「イッター、ヌーソウガ」と言われたりとか、「議会でちゃんと話をしているのか」というそういう話が出てきているものですから、そういうことで一応、ぜひ皆さんで協力して、ぜひすばらしい駐車場を期待しています。ぜひよろしくお願ひします。

次に、村内の空き家についてです。住宅不足の中、年々空き家が増加しているところについてお伺いしたいと思います。これについて、西田議員が先ほど、ほとんど質問されていますので、ちょっと短縮したいと思います。

年々、空き家対策をしないと、村内も過疎化に陥るのではないかと私は見ているんですけども、かなり

の急激な過疎化に陥るのではないかと見ているんですけれども、その過疎化が今本当に阿嘉島でも、慶留間島と両方入れて約35件の空き家が出ています。毎年毎年増えています。私も別の副業では、年々増えていっているのが今の副業の中で、それがすごい数が増えているものですから、それがみるみるうちに増えているもので、それでこんなに増えたら大変じゃないかと思うぐらいの、またその出ていく理由がほとんどが高齢者が出ていって、本島のほうで入院されているとか、そこで亡くなったとか。そういうものがほとんどで空き家になっていっているんです。そういう理由でまた引き継ぐ子供たちが、それに対する次の方に貸そうとか、そういうこともしないので、空き家対策にはかなりの時間がかかるのではないかと思います。行き先がわからないのが、かなり多いものですから、それで私たちも、私が今副業をやっているものも、尻切れトンボみたいに途中で住所がわからなくなってしまうところが多いんです。一時期そういう転送とか入るんですけれども、それが途中で切れたりとかするものですから、多分探すのにも大変難しいと思うんです。これをほっておくとどんどん空き家が増えて、人口減少になって住むところもないわけですから、今若い人たちがかなり移住したいというのが多いんですけれども、それも対応ができなくなってくるんじゃないかと。空き家は増えるし、そういうことでどう対応したらいいのかというのをやはりみんなで一緒に考えるべきじゃないかと、そういう時期まで来ているのではないかと私は思うんです。

先ほど西田議員が廃校にもなるんじゃないかと、いろんな御意見、固定資産税とか何かの回収とかも、そういうのもどんどん難しくなってくると思います。やはり空き家対策からいろんなことが解消してくるんじゃないかと私は思うんです。空き家対策をすれば、少子化も解消するんじゃないかと思えます。今現在、生産年齢がかなり落ちてきているんです。やはりその生産年齢というのは、以前30年前に、住宅ダイビングがかなりはやって、若い人たちが団地に入ってそれで子供たちが生産年齢の方が多くて、子供がかなりいたんですけれども、その人たちも30年ぐらい、30代になっているんです。その子供たちが親の跡継ぎをしたいといっても、また親と同居はしたくないとか。それで住宅があれば貸してほしいとか。そういう意見も私は聞いているものですから、戻りたくても戻れないと。そういう空き家を対策しないと、それで人口を増やすような形でやっていきたいと思うんですけれども、その辺についてどう思いますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

村におきまして、この空き家対策についての実態調査等は行っておらず、全てを把握しているわけではありません。議会の中で、垣花太郎議員、西田議員からいろいろありまして、私も昨日、西田議員から総務課宛てに、ほかの島の空き家対策の利用計画というものを資料をいただいて、きのう少しですが勉強させていただきました。基本、空き家対策というのは、要は空き家を管理する、実際は居住している、空き家を発生させない。そのために何をするかということで今、現に空いている空き家の今言うように居住、所在地の家の責任者の把握とか、基本的にあってその中の人口ビジョンの中では、その空き家対策を利用した人口増で、基本的に空き家対策というのは、空き家をつくらない。このちょっと汚い言い方をしますが、ぼろ屋敷をつくらない。放置した家を置かないというまちづくりとありますので、その辺も一概に人口ビジョンと直接的なものはないんですけれども、少なからずともその空き家対策することによって空き家を防ぐというところの理解はできますので、その中で今度、人口ビジョンにどうつなげるかというのは、やはり私も資料で勉強したんですけれども、ちょっと難しいところはあるなと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

先ほど、固定資産税の件でちょっと気になったんですけれども、西田議員からの。これ金額のパーセントなんですか、件数のパーセントなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

あくまでも徴収率は調定された額からの決められた、年間取る総額から幾ら取ったかの率でございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

もうちょっと、詳しくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

例えば先ほどの答弁にもお話をさせていただきましたが、本来だったら令和2年度、100%取る金額は実際4,279万600円、徴収率が実際は96.9%で、徴収した額は、徴収できた額は3,771万1,000円、令和3年度におきましては、徴収100%取ったと仮定した金額が2,712万6,620円で、徴収率が93.71%、その100%の額で、実際に取れた額が2,698万6,220円、令和4年度におきましては、全固定資産税100%徴収したと仮定して3,584万5,100円ですが、実際徴収した金額は92.99%の3,529万3,100円となっております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一応、私の質問は、この金額ではなくて、件数で出しているんですかということ。金額ですよ。金額ですと、件数は例えば5,000円の固定資産税とか何かが、件数が多ければ徴収率下がるんじゃないですか。件数で出したら。そういうのが多いのではないかということをお前は聞いているんですけれども、一応これが徴収金額と、件数のパーセンテージとは、かなり切り離れているんじゃないかと私は思うんですけれども、どうですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

私が太郎議員の質問に答えられているかどうか、ちょっとわからないんですけれども、基本的に今1人、固定資産税というものは、あくまでも家屋だけじゃなくて、例えば土地もあります。例えば極端に言いましたら、無人島にも土地を持っている方もいらっしゃいますし、そういったものを合わせてその件数で率を出すというのは、ちょっと難しい問題なのかなと。

例えば太郎議員、私でもいいんですけれども、仮に土地を持っていて無人島にもあったり、座間味区にもあったり、阿嘉区にもあって、それがじゃあ3つあったら3件となりますので、それでちょっと率を出すのは厳しいのかなと。やはり金額、全て家屋だったらわかるんですけれども、家屋のみならず土地も畑も全部評価されていますので、件数で出すのは厳しいのかと思います。答えになっているかわかりませんが。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。そういう形で過疎化がどんどん進んでいくと、こういうのもどんどん件数が増えてくると
思います。金額よりも、そういうことをやはりある程度、調査するべきじゃないかと私は思うんですけど
も、本当に件数で調べたらかなり出てくるんじゃないかと私は思うんです。2～3,000円とか何かの固
定資産税が、例えば件数がこれだけ出て。これがこの件数の率がどんどん納める率が下がってくるんじや
ないかと。そういうことで一応、よろしく申し上げます。ぜひ調べてからお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

西田議員のときにも答弁させてもらいましたが、やはり納付書を送っても、納付書が相手側に届かない。
要は現に所有者が不明なところもありますので、先ほどもお話をしたように、空き家対策のことも考えなが
ら、その辺を土地、固定資産税の用紙が届かない方の調査も一緒に行っていけたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

空き家対策と過疎化とその辺に関してぜひ、今よくテレビでもポツンと一軒家ってやっていますよね。こ
のポツンと一軒家もやはり生活がしにくいから、周りが出ていっているわけですから、村の場合はそうい
うわけではないと思いますので、生活は十分できるような環境が整っていますので、その辺とまた人口が減
ってきたというのとは、また違うと思いますので、ぜひ調査していろいろ過疎化にならないように努力して
もらいたいと思います。ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

続いてまいります。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

こんにちは。よろしく申し上げます。一般質問に入る前に、議長のほうにも事前に許可を得ていますので、
村長に1件、お伺いしたいことがあるのでよろしく申し上げます。

4月の頭でしたか、村長が町村会の会長の立場で、沖縄電気料高騰緊急対策協議会に参加なさって、県民
の電気料負担軽減のために取り組んでいただきまして、約104億円の予算を引っ張ってきていただきました
が、その取組と、もし詳細がわかれば、予算の内容を伺いたいと思いますので、村長すみません、よろし
く申し上げます。

○ 議長（宮平喜文）

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

電気料金の高騰対策事業につきまして、軽く御説明を申し上げます。私、町村会の会長を務めているとい
う手前、この沖縄電気料金高騰緊急対策協議会の委員として、仕事をさせていただきました。これはあくま
でも昨年の3月末、今年の3月末にできた協議会でございます、それまでは沖縄県の経済団体の各種経済

団体、それから町村会、私です。あと市長会は会長が桑江沖繩市長でございますが、そのメンバーに沖繩県を入れまして、沖繩県の電気料金の高騰が非常に大きいと、値上げの幅が非常に大きいのでどうにかならぬかという御相談を受けたところから始まっております。動き出したのは昨年の9月ぐらいからだったと思いますが、7月か8月ぐらいからだったと思いますが、簡単にその内容を説明させていただきますが、この沖繩の電気料金の高騰、もともと「なんでよ」という話なんです、ウクライナ情勢もでございます。昨今の世界情勢を踏まえ、石油の安定供給ができなくなってきた状況があったりということが大きな要因になるわけですが、そういったのも踏まえて各種、各沖繩、日本には6か所の電力会社がございます、全国の全電力会社がこのままでは経営が立ち行かないということで、昨年度の年度末にある程度の試算を出して、それぞれの電気料金が上がりますという報告をしております。それがこの資料の1と2がございますが、資料の1で説明をさせていただきますと、沖繩県の沖繩電力なんです、電力で言いますと低圧、高圧、特別高圧とありまして、もともとの料金がこれ75%減ですから、13.4円上がりますよと。高圧でいうと12.9円上がります。それから特別高圧というのが12.7円上がりますということで、13.4円ってどれぐらいかという話なんですけれども、13.4円でいいですよと、低圧で一般家庭でいうと約4割ぐらい上がると、確か言われていたと思っています。ですからこれまでの電気料金に掛ける1.4から、1.5ぐらいをしたのが、新たな電気料金の設定になりますと。それを4月に、最終的には6月1日から始まったんですが、3月までに申請終えて、4月1日からこの料金体制で行きたいというのが沖繩電力の広報資料でわかる内容です。ただ下に書いてありますとおり、緊急支援単価は、沖繩電力の値上げの申請の認可により変更となる場合があります。多少、認可の額がエネルギー庁とのやりとりの中で変わってきておりまして、まず変わったのは4月1日からの値上げだったのが6月1日から変わりました。詳細の13.4円、12.9円、12.7円というのも多少変わってきたかと思っておりますが、あくまでも当初いただいた資料で説明をさせていただきますと、そういったことがございましたので、家庭だけではなくて、民間企業あるいは大企業にも大きな影響を及ぼす。これはただ単純に一般の家庭の電気料金が4割上がるだけではなくて、例えば電気料金が上がることで商品、お菓子にしてもそうです。何にしても製造の単価が上がってくるわけですから、いわゆる物価高につながる。今でも物価高なんです、さらなる物価高につながるんじゃないかという大きな懸念がありました。それだけではなくて、行政経費でいいますと、例えば座間味村でいっても、役場の電気料金だけではなくて、各種、学校だったり、下水道、水道もちろんそれ以外のところの施設においても電気を使うわけですから、相当な金額が増になるということもありまして、これでは大変だということ。さらには日本にある5か6だったかの、電力会社の中でも上げ幅が1番とは言わないですが、一番は北陸電力が一番上げ幅が大きい。その下、次が沖繩電力なので、2番目じゃないかとは言うんですけども、そもそも沖繩の電気料金は一番、全国で高い電気料金設定になっているということからすると、経済的にも相当な家庭での生活でも、相当なダメージが来るんじゃないかということから、どうにかせんといかんということで、経済団体と市長会、町村会、そして沖繩県についていただいて、やっているところです。総額104億円の予算を獲得することができました。その内訳といたしましては、一般財源これは県に出してもらった予定なんです、36億2,000万円、臨時交付金これはもともと決まっている金額でございます、これは全国一律で、各電力会社に国が支援をするという交付金が43億円、それだけでは足りないということで沖繩振興予算をどうにかつぎ込めないかということを考えまして、24億8,000万円ということでやっております。

ただ、それだけでは足りない、トータルこれで104億円。その104億円になるための沖繩振興予算を獲得するために動いたというのが、沖繩電気料金緊急対策事業でございます。これによって、ここにも書かれているように、当初の値上げ幅よりは75%減、低圧でいうと3.4円の実質負担増になりますと。

それから低圧でいきますと45%を、当初の見込みよりも下がって7.1円の増額になります。特別高圧にいきますと、約45%が減収になって6.9円の実質負担の増額にはなりますが、それだけになりますというように仕組みをつくらせていただきました。ただこれも、臨時交付金という国が決めている制度の中に組み込んでいるものですから、この臨時交付金というのは4月はできなかつたんですけども、4月から9月までの間ということですので、あくまでもこの値上げ幅が下がったのは、あくまでも9月までということです。10月以降はどうなるかというのはわかりませんが、最近は原油価格が多少落ち着いてきているので、10月以降はここまでの上げ幅にはならないと思いますけれども、そこはしっかりと注視をしていかないといけないということですので。この104億円という予算を活用して、どういった形で還元をしていくかというのが、資料の2でございます。

2ページ目、沖縄電気料金高騰緊急対策事業の支援イメージということでございますが、沖縄県と国からそれぞれ予算をもらうわけですけども、今回は沖縄県が出す部分等々含めて関わらせていただいておりますが、こういったスキームで、いわゆる電力会社に簡単に言えば補助金を投げるような形で、末端である私たち消費者であったり、企業の電気料金の上げ幅が低くなりますというような形を取らせていただいております。沖縄振興予算の中には、昨年度中に使いきれなかつた特定事業推進費の金額も中に入れることができまして、大幅な支援策の金額がつくれたということですのでございますが、これは座間味村長というよりは、町村会の会長という立場で、あるいは離島振興協議会の会長という立場で、いろいろと関わっていくことになっておりますので、引き続き村民の皆さんだけではなくて、県民あるいは県内企業等の負担増にならないような環境づくりにこれからも進めてまいりたいというふうに思っています。これが簡単な沖縄電気料金高騰緊急対策事業の説明でございますので、あくまでもこれは3月時点で作られた資料でございますから、数字には多少、誤差が出るというのは御理解いただいて、表に出されたら困るわけではないんですけども、これが一人歩きするのは困りますので、後で回収させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

丁寧な説明ありがとうございました。県民にとっては大きな負担軽減となるので、とても大きな仕事をいただいたと感謝申し上げます。また引き続き、対応をよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。今回は2点だけですけども、通告書に沿って伺っていきたいと思います。まず1点目は、廃油の処分についてですが、今回は特に船舶の廃油に関する問題で、船舶の所有者から相談がかなり持ち上がっておりますので伺うことにしました。この案件そのものの発端は、これまで顧客以外からの出た廃油の処分のサービスを引き受けていた座間味石油、そこがかなり量も多くなって負担がかなり大きくなり始めたため、顧客以外の廃油の処分をお断りしますと、そこからのざわついた問題にはなっているんですけども、それが特に漁協の組合員の方からの相談がかなり多かつたんですけども、この件で担当課のほうに相談があったか、またはこの件についての状況を把握しているか。そこから伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。数件ほど業者のほうから相談はございました。その際に、購入したところが処分するものと認識していますので、販売店のほうに御相談くださいというふうにお伝えはしております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

座間味石油と漁協にも状況を伺ってきたんですけども、船のオイル交換ですが、大きさによるんですけども、船外機のエンジンですと約40リットルぐらい、小さくなるともうちょっと少なく済むと思うんですけども、それが中型以上の大きな漁船になると20リットルから40リットルの廃油がかなり出ます。この新しいオイルを別の販売店から買って、廃油は座間味石油へ処分してもらおうと。そうするとやはり割に合わないの言うまでもありませんので、そうするとやはり座間味石油のそういう意見は仕方ないかなと思っております。現状は、エンジンオイルを購入する方はもちろんですけども、船の燃料を多く購入していただいている事業者の廃油に関してはお受けしているようです。

一方、漁協のほうは理事会でもその件で協議して今後、しばらくは組合員同士でドラム缶、確か1,800リットル、そのドラム缶を買って、それを溜まった頃に処分する際も各自でフェリーに船積みをするということに、とりあえずお願いしているということでした。ここで漁協の組合員でもなく、事業者のように座間味石油とも、そこまで大きい取引のない個人の方が、どちらにも当てはまらない個人の方がいらっしゃると思うんですけども、そのどこにも当てはまらない個人の方々に限ってではないんですけども、不法投棄が出てくるんじゃないかと、どこかに垂れ流したり、また山林、方言で言えばカチノミーに捨てる人が出てくるんじゃないかというそういう懸念する声も出てきています。個人が不法投棄すると1,000万円以下の罰金、また5年以下の懲役、もしくはその両方とありますので、そのようなことにならないように、事前に対策したいものなんですけれども、ごみ分別表を今、うちにもあるんですけども、確か2年ぐらい前ですか、お配りしたのは。そこには「エンジンオイルは受入れ不可で、各給油所にお問い合わせください」と記載されています。村のホームページも同様に同じことが書かれていますので、まずそこは訂正する必要があるかと思えます。実際には給油所がお断りしている状況なので、以前はクリーンセンターでも私はちょっと記憶にないんですけども、廃油の処分を受けていたということを伺っています。それにいつ頃、なぜ受入れができなくなったのかというところを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

四、五年前までは、クリーンセンターで受入れをしておりました。事業者の廃油であるということで、産業廃棄物ということで、受入れを不可としております。受入れは中止としております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

受入れできなかった理由は、産業廃棄物になったから受入れできないということなんですね。その四、五年前は、産業廃棄物ではなかったということですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

産業廃棄物という認識をしていなかったためだと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。その産業廃棄物なんですけれども、今の現状の職員がいて、その中でこの産業廃棄物とし

て受入れを再開するという事は不可能なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

クリーンセンターの今の状況なんですけれども、回収作業、処理業務に加え、家電の引き取り、また分別作業、あと島外への搬出作業など、多くの業務を行っております。また今、施設内の環境改善にも取り組んでおりまして、この廃油の受入れとなりますと、まず廃油は今、水分以外のものですと引き取りができないということを知っております。その管理また負担が増えるのかなということ懸念しております。そういった状況を御理解お願いしたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

はいわかりました。家庭ごみのエンジンオイルの処分は、全国の自治体によって違うようなんですけれども、布とか新聞紙に吸わせることで、燃えるごみとして処分できる自治体もあります。最近紙がもったいないので、添付するほどでもなかったんで直接見せるんですけども、こういった感じで約20センチ、長いところで20センチ、こういうのが処理ボックスというんですけどもありまして、この中でエンジンオイルを固めたり、布状のものに吸わせて燃えるごみとして処分できるのも結構、いろんな種類が売られていますので、さっき課長が水分状のものはだめだけれども、ということを知り、答弁でおっしゃったんですけども、これだったらもしかしたらいけるのかなとちょっと思っているんで、その沖縄本島に持って行く際にも、頼んでいるところがあると思うので、そこでの確認も必要かと思っておりますけれども村内でも、漁協と座間味石油で処分されているのがほぼだと思っております。だからその個人の人たちというのは、そんなに量は出ないと思うので、そこをちょっとこの廃油ボックスも含めてぜひ検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、継続質問なんですけれども、ゲストバース整備を組み入れた港、拡張整備の進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。沖縄県港湾課へ確認したところ、ゲストバースの整備については、これまで県、村との意見交換会や地元説明会を実施し、自然環境への配慮やゲストバースの必要性と様々な意見をいただいております。引き続き県、村が連携し、地元との合意形成に向け、取り組んでいきたいと考えておりますとの回答を、沖縄県よりいただいております。そして今年度も沖縄県土木建築部との行政懇談会へ要望事項として提出しております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

以前にアンケートをとっていただいたと記憶しておりますけれども、それはどんな感じで受けて提出して、どういう回答があったとかありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

すみません。そこまで私は把握しておりません。過年度、年度にしたら令和4年度ですけれども、今年の2月に港湾課が座間味村に入って説明会をする予定だったんですけれども、それがキャンセルになって、その他の詳しい事情は私は確認しておりません。2月に予定してあります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

その2月に行おうとした説明会は中止、延期、どちらですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほども述べたとおり、引き続き県、村連携して、座間味村合意形成に向けて取り組んでいきたいという回答をいただいておりますので、今後とも合意形成に向けて進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

延期です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

延期ということで、早めにといいと思います。17日にはヨットレースもあります。今回は56艇と、かなりのヨットが入港します。早めに整備して、課長もほっとできると願っておりますので、ぜひ対応のほうをよろしく願いいたします。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）から議案第36号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

引き続きよろしく願いいたします。なお、今回の議案につきましては、せんだって行われました全協のほうで御説明をさせていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 令和5年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日より施行されることとなり、これに伴い、座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をした。

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村税条例（別紙）

【専決処分理由】

地方税法の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日より施行されることとなり、これに伴い、座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和5年3月31日提出

座間味村長 宮里 哲

条例第10号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例の一部を次のように改正する。

第46条中「よって」を「より」に改める。

第48条第1項及び第5項中「4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項前段及び第5項並びに第101条第1項中「5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第28項を削る。

附則第10条の3第12項各号列記以外の部分中「施行規則」の次に「附則第7条第17項」を加え、同条第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第10条の4を削る。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン

軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算第1号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス収束とともに外国人観光客が大幅に増加しており、その対応策として英語対応人材の派遣及び村内航路新造船に係る旅費の予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年5月18日

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月18日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		827,752	4,295	832,047
	1 運航収入	823,244	4,295	827,539
歳入合計		872,753	4,295	877,048

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		140,024	4,295	144,319
	5 店費	125,307	4,295	129,602
歳出合計		872,753	4,295	877,048

議案第32号

工事請負契約について

座間味村村内航路新造船工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。
議決を求める。

- 1 契約の目的 座間味村村内航路新造船工事
- 2 契約の方法 随時契約
- 3 契約金額 142,615,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額12,965,000円)
- 4 契約の相手方 三重県伊勢市有滝町2259番地
ニュージャパンマリン株式会社
代表取締役 中北 大介

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村村内航路新造船工事の請負契約を締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第33号

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ1, 574, 441千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月13日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		40,277	20,140	60,417
	1 国庫負担金	24,160	4,620	28,780
	2 国庫補助金	14,800	15,520	30,320
14 県支出金		195,449	74,064	269,513
	2 県補助金	138,481	74,064	212,545
17 繰入金		7,497	50,465	57,962
	2 基金繰入金	7,497	50,465	57,962
歳入合計		1,429,772	144,669	1,574,441

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		35,001	38	35,039
	1 議会費	35,001	38	35,039
2 総務費		347,701	7,413	355,114
	1 総務管理費	300,421	7,413	307,834
3 民生費		163,457	17,265	180,722
	1 社会福祉費	133,426	9,980	143,406
	2 児童福祉費	30,031	7,285	37,316
4 衛生費		160,197	5,011	165,208
	1 保健衛生費	88,895	5,011	93,906
6 農林水産費		45,958	3,665	49,623
	1 農業費	14,047	3,665	17,712
7 商工費		132,093	12,012	144,105
	1 商工費	132,093	12,012	144,105
8 土木費		134,183	168	134,351
	4 港湾費	12,276	168	12,444

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		15,588	400	15,988
	1 消 防 費	15,588	400	15,988
10 教 育 費		254,001	98,697	352,698
	1 教 育 総 務 費	115,776	2,148	117,924
	2 小 学 校 費	50,429	37	50,466
	3 中 学 校 費	12,403	251	12,654
	6 保 健 体 育 費	34,290	96,261	130,551
歳 出 合 計		1,429,772	144,669	1,574,441

議案第34号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例（令和3年座間味村条例第7号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第65号）の特定小型原動機付自転車に係る規定の施行（令和5年7月1日）に基づき、本条例を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第11号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例（令和3年座間味村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号を以下のように改正する。

第1号のエ中「及び」を「、」に改め「かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの」の後に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第35号

座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例（平成15年条例第6号）の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和5年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村特産品加工センターの利用料金の見直しに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

条例第12号

座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例（令和4年条例第17号）の一部を改正する条例について次のように改める。

別表（第11条関係）

座間味村特産品加工センター使用料金表

1 施設使用料	金額（円）	備考
・調理室	日額 270円	村外利用者
・加工機械 ・その他設備	日額 130円	村民・村内事業者

2 保管場所使用料	金額（円）	備考
・冷凍庫	村外利用者	
	1区画 月額 5,500円	棚（上段）と天井のスペース 合計2区画
	1区画 月額 5,500円	棚（上段） 合計2区画
	1区画 月額 6,200円	棚（中段） 合計2区画
	1区画 月額 8,250円	棚（下段） 合計2区画
	1区画 月額 12,200円	棚前スペース 合計2区画
	村民・村内事業者	
	1区画 月額 2,750円	棚（上段）と天井のスペース 合計2区画
	1区画 月額 2,750円	棚（上段） 合計2区画
	1区画 月額 3,100円	棚（中段） 合計2区画

	1区画 月額 4,150円	棚(下段) 合計2区画
	1区画 月額 6,100円	棚前スペース 合計2区画
・冷蔵庫	村外利用者	
	1区画 月額 1,100円(棚①)	合計8区画
	1区画 月額 1,400円(棚②)	合計4区画
	村民・村内事業者	
	1区画 月額 550円(棚①)	合計8区画
	1区画 月額 700円(棚②)	合計4区画
・管理事務室	1区画 月額 4,120円	合計3区画 村外利用者
	1区画 月額 2,050円	合計3区画 村民・村内事業者
・食品庫	1区画 月額 2,200円	合計3区画 村外利用者
	1区画 月額 1,100円	合計3区画 村民・村内事業者

議案第36号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求める。

これが、本議案を提案する理由である。

以上、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

午前の部は、これにて休憩いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第7. 議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）を議題にし

ます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第31号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号))を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

この人材派遣の件ですけれども、実際に英語対応の職員を船舶に配置するというので、ただ、お伺いすると、この職員は座間味島に在駐ではなく、毎朝クイーン、高速船で那覇から通勤していると伺っております。それに伴い、この金額と一つ疑問は、クイーンの欠航のとき及びドッグ入りのとき、こういったときの給与に対してどういう取決めがあるのか教えてください。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

お答えします。ドッグとか船の欠航の場合は、那覇事務所で研修という形で研修を受けさせております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

那覇事務所のほうには出勤して研修という形なんです、例えば今現場のほうからも、この方がいるおかげで電話の対応、英語の対応がとてもスムーズに進んでいるということだったんですけれども、どうしても観光客で外国の方が島内にいて、窓口対応及び電話対応とか、那覇にこの方がいた場合、電話の取次ぎだとかそういった業務も行う予定ですか。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

片言で話せる外人に関しましては県職員のほうで対応しておりますが、それがなかなか英語で対応できない場合は電話等で対応させております。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。できるだけ委託で、人材派遣で来ていただいている方ではありますけれども、できるだけ僕らの業務が詰まらないような形で活用していければと思います。

あと研修と今おっしゃいましたけれども、ドッグ入りの期間、どういったことを研修という形で行う予定ですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

こちらと同様、電話の受け答え、そしてチケットの販売です。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

修正します。研修という形よりも実務でチケットの販売、電話の対応を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第32号 工事請負契約の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは前回全協のときに図面と、大体こういう形でできますよという青写真を見させていただきました。やっぱりみつしまが新しくなるということに関して皆さん、どういったものができるのか期待していると思

いますけれども、そこでお伺いします。この図面及び青写真を掲示板とか広報に載せて皆さんに周知するという計画はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

この図なんですけれども、現段階においては掲示板とかに掲示する予定はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では、もう出来上がったものが来るまでは皆さん、どういったものができるかは分からないという形の認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、そのとおりでございます。現物が来てからお披露目という形になります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

どうしても議員として、島を歩けば「みつしまは新しくなるって聞いたけど、どういうものが来るのか」とか、この間の全協では、完成してやって来るのが令和5年3月31日ぐらいだったかな、本当に今年度に出て上がってくるということだったんですけれども、できる段階、情報を出せる段階で掲示板及び広報で、年に3回ほど発行していますので情報を載せていただきたいんですけれども、そちらは検討していただけますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件につきましては工事請負契約、今回の議決をもって本契約にはなるわけですが、今、仮契約のような状況になっておりますので、実は先週、私と担当課長、それから総務課長のほうで会社のほうに行っていました。その中で、これはプロポーザルで決まったものですから、あちらから提示された図面についていろいろと質問をさせていただいたり、あるいは私たちの今の現状、港の現状であったり、どういった想定でお客さんを乗せるのか。あるいは、どういうニーズがあるのか。夜間走るのかとか、そういう話をさせていただく中で、ある程度詳細の中身が決定をしております。あと何点か、あちらからの質問事項がありましたので、それに近々お答えすれば、ほぼほぼ詳細の設計が上がってくるようになりますので、7月もしくは9月あたりですか、10月ですかの広報が出ますが、その間に先方からある程度の図面が上がってくるのであれば、広報等でお示しすることは可能ではないかというふうに思っておりますので、私のほうから担当課には指示をさせていただいて、できるだけこんな形の船が、こういう形状の船ができるよというのをお示しをするように指示をしたいと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

前回全協でみつしまの乗船人数の集計ということで、収支決算を教えてくださいということをお願いしました。今日この紙を頂いて、ありがとうございます。この中で、本当にみつしまは最近すごく利用者が多いなどというのは感じています。阿波連からもかなりの人数、令和4年度は4,511人乗られています。これに対して入島税等を取っておられますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

本村に入る場合は美ら島税を徴収しておりまして、また渡嘉敷に入る場合は環境協力税を徴収しております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

令和2年、令和3年とマイナス赤字で運行していたのが、令和4年から徐々に上がるという感じで、確かにコロナ禍ということもあったので赤字だったのかなとは思いますが。その中で渡嘉敷村からみつしま運行に関して補助金等を頂いているというような話は前出たと思うんですけども、それはお幾らぐらい頂いているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

この表の負担金というのが渡嘉敷から頂いている金額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。今後も船が大きくなっても、それなりに頂くということで考えてよろしいですか。渡嘉敷との話合いは済まされていますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今後もこういった負担金は頂く予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

渡嘉敷との話合いはされていますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

さっき村長からありましたが、仮の段階で大まかな内容は決まっていると。船が大きくなるというんですが、具体的に大体どれぐらい、今のみつしまに比べてトンの、長さ幅、定員数が増えるのか。その辺ちょっと具体的に、分かる範囲でよろしいですのでお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

全長が15メートル、現みつしまに比べて1メートルほど長くなります。そして定員なんですけれども、20名から30名へと10名増加となります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

はい、分かりました。多分常識だと思いますが、これは1級小型船舶の免許の範囲ですよ。多分、当然だと思うんですが。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、そのとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

このみつしまの運航について、阿嘉区・慶留間区からの要望ですけれども、午前中の便、渡嘉敷の便がないときには欠航になるものですから、その間が大きいもので、午前で役場に用事で出てきたときには昼しか帰れないと。その便を定期便にしてほしいと。渡嘉敷の便を、阿嘉区だけ。それが渡嘉敷が欠航になったときにはこれも欠航になるものですから、その部分を定期便にしてほしいという要望がありますので、ぜひ。役場に8時に出てきたら10時には帰れるように、用事で出てきたときに、8時に出てきたら午前中、潰れちゃうんですよ。それで何か不便さを感じているということで要望があったもので、この辺はぜひ改善してほしいなと思います。それについてはいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ありがとうございます。検討させていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

令和2年度の修繕費が590万円ちょっと、ほかのところより突出しているんですが、これはクイーンみ

たいに4年に1回とか5年に1回のエンジンの解放検査でそんなに金額が上がっているのか。極端ですよ。前の年は72万円、次71万円、去年15万9,000円、もう600万円近くも。この2年度だけ突出しているんですが、これはドッグ費用なのかなと思うんですが、分かる範囲でお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

みつしまは村内の中で一番走っている船ですので、やはり時間時間にオーバーホール、エンジン解放を行います。それに伴う修繕費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 工事請負契約の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 工事請負契約の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第33号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

10ページの8款土木費の1目10節需用費、この施設修繕費なんですけれども、巻上機のことだと思えますが、先ほど一般質問でも上がっていました。座間味のほうで巻上機について使用料を取っているということでしたが、1回使用に当たり幾ら徴収されていますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

1回当たりの使用料なんですけれども、5トン未満が500円、5トン以上10トン未満が2,000円、10トン以上が5,000円、20トン未満が1万5,000円というふうになっております。

○ 議長（宮平喜文）

さっきも言ったように答弁するときはちゃんと挙手して、2人とも立ったら僕は誰を指名するの。中村悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

もう一度、繰り返し説明させていただきます。巻上機の1隻当たりの使用料なんですけれども、5トン未満が500円、5トン以上10トン未満が2,000円、10トン以上が5,000円というふうになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは1回につきですよ。先ほどのお話の流れで、阿嘉のほうは今徴収していないとありましたが、数年前に何か阿嘉の巻上機、旧港の巻上機も1回使用料500円でやるということで、一度ダイビング関係者がざわざわしていたんですけれども、実際は阿嘉は徴収していないということだったんですが、なぜ徴収されていないのか。あと阿嘉のほうも同じようにこの料金設定なのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

阿嘉に関しましては当時説明会等を行ってきましたが、なかなか利用者の同意を得ることができません、徴収するまでには至っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

使用料ですよ。使用料を、使う人が払いたくないと言ったら払わなくていいということですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そういうことじゃなくてですね……。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

補足して、その当時僕が担当課長でしたので、私のほうで阿嘉のほうに行って説明会をさせてもらいました。西田吉之介議員がおっしゃったように条例には1回につき500円ということで、今まで使用料を徴収していなかったということがあって、やはり西田議員の御指摘のとおり、村としてもそれは平等性に欠けるよねということで説明させていただいて、かなりのバッシングといたしますか、言われて、徴収に至らなかった原因があります。その代わり漁港に関しては、いわゆる漁民が守られるところもあって、その他ほかの漁港におきましても確かに徴収していないところもありまして、じゃあそれはどうしているかとなったときに調べていったら、要はもう完全に村としては条例も廃止して、この施設を漁協かどこかに譲渡するとして管

理はそこに任すとか、そういった感じに持っていくしかないのかなというふうには思っております。だから実際今、特段に使用料を払っていないので、大規模修繕になったら村は関与しないよというふうには説明して、阿嘉の漁民の皆様にはそれは今納得いただいている状況でございます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の件ですが、阿嘉のほうはまだちょっと整備ができていないということで、使用料の回収は今行っていないということでしたが、村例規集にある村のルール、村の約束事にのっとって、しっかり使用料を徴収する。公平性を、平等を保つということをぜひ進めてもらいたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、分かりました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

商工費の件で2点お伺いします。1つはキャッシュレス決済手数料補助金ということなんですが、全協のときにもお伺いいたしましたが、これは全てのクレジットカードの決済の手数料を村が補助するという考えでよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それでは、座間味村もその部類。やっぱり座間味村でもクレジットカード決済をやられていますよね。船舶にしても。それも手数料は補助として、この中から出すということで考えますか。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

対象は座間味村で事業を行い、座間味村に住所を有する事業者に限っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

了解しました。ちょっとそこを確認したかったものですから。

あとシアタードームの件、80万3,000円。これに関して全協でもいろいろお話しして、修正動議をかけてよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じシアタードームのチケットの販売機購入の説明を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

一旦休憩でいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。このシアタードームのチケットの販売機の購入に関しましては、2つの理由がございます。1つは、現金を扱わないということで事故を防ぐこと。それから日々の集計が出ますので、集計表がきちんと出ます。現金の管理もしっかりと集計表と合わせることができ、担当職員の事務の効率化が図れるという、この2つの観点から導入したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

このシアタードームのチケット販売機購入に関しては、全協の後にいろいろお話しさせていただきました。現状を確認、共有認識したいんですけども、現状委託事業で観光協会のほうに運営をお願いしていると思いますが、全協の後の話、何日か前の話合いでは、委託ではなく今後は指定管理に移行したいという話でしたけれども、そちらは間違いありませんか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは前回の全協のみならず、その前からお話しさせていただいておりますので、実際今年度内に公募できるような環境整備は、条例等ありますので私たち組織としまして、その指定管理の公募から契約までの流

れという、まだこういったものをしていないので少し勉強させていただいて、次年度にはそういうふう
に持っていったらなど。あくまでも相手先がいればの話なんです、そういった公募できるような環境は整
えていきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

委託であれば、今現状、委託の場合は売上を役場のほうにお金を入れて、伝票を起すという作業が必要
というふうに向っています。ただ、これが指定管理になると売上ももちろん、もし観光協会になった場合、
その指定管理された業者側の利益ということになるので、この伝票を起す作業も要らなくなると思うん
ですけれども、来年にはできる、もし公募が終わって集まれば指定管理をしていきたい。それまでの間に、こ
の80万円という機械を買って作業効率を上げる。ただそれだけのために買おうというお考えなのか、お伺
いします。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

休憩していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

では、すみません。補足で、追加でちょっと御説明させていただきます。今資料のほうをお配りしまし
たが、1番は御覧いただきずに2番をちょっと御覧いただきたいと思えます。先ほど副村長からありましたよ
うに現金の取扱いと集計業務の効率化というところでしたが、そもそもこの投資効果というか、高いのか安
いのかということについてもしっかり議論する必要があるかと思えて、ざっくりとした数字ではあり
ますが、ちょっと並べてみました。この資料をちょっと上から一緒に御覧いただきたいんですけど、今
仮にこのシアタードームの上映回数を3回とした場合、その集金業務に大体40分ぐらいかかるかなと、1
回当たりですね。これを3回やると大体2時間ぐらい、職員が拘束されると思えます。あと上映終了後、1
日の締めとして1時間ぐらいの作業時間があると思えます。これは担当者のみならず、本来管理職の方もしっ
かりその現金精査を行うというところで、1日3時間は拘束されるんじゃないかなというところを見ていま
す。今上から見ていただいて、次3番目なんですけれども、この1日3時間、これを1か月、30日をや
った場合、この一職員の人件費を時給で800円とすると、大体月7万2,000円ぐらいかかりますよと。
これを12か月、1年間通すと86万4,000円というところまで行きますねと。だからざっくりと、今
予算を計上している80万円以上のコストがかかることが想定されるというところもひとつ御確認いた
だきたいなと思っています。ちょっと違うアプローチで行きますと、下のほうに2番目と書いてありますが、今
度は時間という考え方で行くと、要は1日3時間で一月30日、これが12か月になると1,080時間とい
う時間が生まれてくるんですね。この1,080時間をこういう現金回収のみじゃなくて、生産性の高い仕

事にもっと当たっていただくことで、より収益を上げていくということにもつながっていくんじゃないのかなと。コスト面だけではなくてですね。という観点で行くと、単純にお金で見えないところの投資効果というのも出てくるはずなので、ここは一概に高い安いとかという話ではなくて、こういった見方、考え方もあろうかと思います。

余談になりますが、2枚目めくっていただくと、この発券機、そもそもこの機器なんですけれども、耐用年数が8年、国税庁で示されている基準は8年という形になります。たまたま何の広告も告知もしていない状況の中で、今シアタードームは5月の実績が23万9,000円入りしましたよということです。例えば9,300円で予算計上している80万円を割ると、約86か月で回収できますと。約7年です。だから、この耐用年数の8年以内で回収が済むというところについても十分に、この投資したことが要は余計だったのかと。要は余分な費用だったのかというところについては、十分に住民の皆様に御説明はつくところじゃないかなというところで、ちょっと御覧いただこうと思って作りました。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

資料ありがとうございます。自分が質疑しているのは、委託業務から指定管理にしていくという認識を確認したかったんですけども、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

先ほど松田課長からもございましたように指定管理の件は検討するけれども、まだ未確定の状況です。今2ページ目、2番目から御覧いただいたのは、1年で十分投資回収ができますよというところを御覧いただいています。なので、検討時間に対しても十分にその投資効果が取れる案件になるのではないかなというところで御説明いたしました。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

委託から指定管理になると集計の業務なくなるので、そのときに、来年にも指定管理が行えると、80万円です買った券売機は要らないよねということになります。現場の方に、今現に観光協会の職員が午前1回、午後1回、上映をして運営をしていますが、今行ってくれている方にも確認、実際に自分がお客さんとして行って、業務の流れ等いろいろ説明を受けて、「今議案でこういうチケットの券売機の話が出ているんですけども、必要ですか」と伺ったら、「いや、今現状できているので必要がない」という答えでした。その旨を副村長のほうに伝えると、最初はチケットを発券させるのが目的という話から、今度はそのチケットを委託業務の間は役場にお金を入れないといけない。そこで伝票を起さないといけない。その業務の時間短縮に充てるために買いますという話だったんですね。そこで業務が改善されて時間が短縮になるのは大いに結構です。どんどんどんどんそれは進めていってほしいと思います。

ただ、今現状、5月しかまだ運営していないですけども、もちろん右肩上がりの数字でどんどん取扱いが上がっていけばいいんですけども、本当に今80万円の券売機を導入して改善する時期なのか。本当にこれが、今1日2回上映ですけども、3回、4回、5回、6回増えていって、稼働人数も増えていって、本当にこの業務が間に合わない。とてもじゃないけどできないよという状況に既になっているのであれば、全然買っていいと思います。実際にバスの運行に関して、券売機を導入して業務が改善して楽になったと

いう話も伺っています。今こちらの資料を頂いたんですけれども、「上映開始40分前からチケットの販売を実施すると」とありますが、これは別に役場職員が売っているわけではないですよ。観光協会の職員が売っているので、ここは村の役場職員の時間が1日2時間というのは、これはちょっと説明が違うと思うんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

あくまでも観光協会の職員の時間のことを指しています。なので、今議員がおっしゃっていたように担当者レベルで特に負荷がないということについても、逆に言うとその仕事をして、要は現金回収をして、そういう業務をやっていただくよりも、ほかにしっかり観光誘客をしていただくというもっと戦略的な、人的なリソースの活用の仕方があると思うので、ヒアリングする対象者は担当者のみならず管理職の方、経営層の方にもしっかり御確認いただいた中で、一番理想的な人材の活用というところについても、もっとフォーカスを当てた議論をしていただく必要があるんじゃないのかなというふうに感じます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

私も西田議員と同じ考えなんですけれども、私は実際に理事のほうにも意見を伺いました。実際、今バスの券売機もあるし、その下も余っているスペースもあります。チケットを買うスペースがありますので、もしそうであればそこでとりあえず代用して、そして本当にお客さんがたくさんいらっちゃって、実際観光協会の彼はすごく頑張っていると思って、私も一緒にそのシアタードームを見て、やっぱりこういうのは観光客にも見てもらいたいなという思いもあります。だからもっと宣伝して、たくさんのお客さんが来ることを願ってはいます。ただ、今実際にこれから使われるかもしれないけれども、それだけの80万円という、一般財源からこの80万円を出すより、もっと観光のトイレの修繕とかいろんな、ほかのほうにお金を使っていたきたい。村の議員として、そう思っています。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

今バスの券売機の活用というところだったんですけれども、今お客様の想定、動線の想定としては、直接シアタードームのほうに行かれることを想定していますので、向こうに券売機の設置をするということを今考えているということです。なので、シアタードームとゆる館の距離を考えたときに、その移動時間を考慮すると、やはり向こうに券売機があったほうがお客様としては融通の利く移動ができるのではないかなというところもひとつ、今回新たに設置する目的にはなっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

動線なんですけれども、今現在、もぎりチケットを作っていて、観光協会のほうで、ゆる館のほうで販売をしています。直接ゆる館のほうに行かなかったお客さんは、シアタードームに直接行った場合、そのドアのほうに観光協会の電話番号、あとはQRコードがあります。そちらに連絡して、上映間際であれば「そちらで待機しててください」ということで釣り銭ボックスを持って、その場でチケットのもぎり販売をしている。じゃあ一体全体この券売機をどこに設置して、誰がそこに常駐して見るのか。どういう形での

運営を想定しているのか、お伺いします。今現に窓口でチケットを売っているところに置くのか。どこに一体全体この券売機を置こうとしているのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。シアタードームの中に設置しようかなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

シアタードームの前にでしよう。中に入れるの。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

放映時間内は外に置いて販売しようかというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

シアタードームの外に置いておくということですよ。雨ざらし、横殴りの風、雨が降った場合は、その券売機は恐らくあの施設の構造上、濡れるおそれがあると思うんですけれども、その辺も考慮して外に置くという考えですか。たしかシアタードームは天気が悪いときに、海に行けないときにほかのアクティビティということで導入の一つの目的も入っていたと思うんですけれども、雨が降って海がしけて風が強い、船が出ないときに券売機を外に置いて購入していただく。これは今、宇地原さんから頂いた上映開始の40分前に職員が来てチケット販売機を出して、また上映前に来てという作業を行うのか。本当に動線と、これを設置した場合の運営の様子が全く見えないので、その辺ちょっと説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

おっしゃるとおり天気が悪いときに見るお客さんが増えるということは考えておきまして、この上映30分、40分前に外に出して購入してもらおうと。そして、また中に下げるといいますか、雨風が当たらないように、そういった対応で設置していきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

であれば、なおさらなんですけれども、外に券売機を設置するんじゃなくて、ゆくる館のほうでのみぎりチケット販売ではなぜいけないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

直接このシアタードームに向かうお客さんもいらっしゃるというふうに想定されます。その場合、チケットはゆくる館で売っていると言ったら動線があまりにも長くて、実際にまた購入して戻ってくるかどうかというのが疑問ですので、来たお客さんに関しましてはシアタードームでチケットを購入し、この上映を御覧になっていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その直接シアタードームに来たお客さんなんですけれども、なので今観光協会のほうでは電話番号を設置して、QRコードを置いて、釣り銭ボックスを持ってその場で購入という形を取っているんですけれども、それが今現にできている作業の流れの中で券売機を置くメリットが全く見当たらないんですね、運営する上では。そこをもう一度、説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

村全体は、今船舶もチケット販売等のキャッシュレス化を進めております。全体的にキャッシュレス化を進めて、お客様が実際にお金を触らないとか職員が触らないとか、そういった形で進めていきたいと思っておりますので、ぜひともこの券売機は必要かなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

訂正します。この自販機は、上映する前はキャストつきで設置をしまして、外に出してチケットを購入してもらいます。それが済み次第、天気が悪い場合は雨風が当たらない中へまた片づけるという設置方法を取りたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどキャッシュレスという話、またちょっと戻ってしまうんですけれども、今後キャッシュレスということ考えると、やっぱりそういうPay PayとかQRコードでの決済というのが一番ベストかなと思います。それにはやっぱり自販機よりは、そういう決済の方法をもっと考えたほうがよろしいかなと思っています。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

確かにキャッシュレス化は非常に必要と考えておまして、西田議員からいいアドバイスをいただいたので、QRコードのほうをすぐに申し込むように指示しております。ただ、皆さんが皆さん全てキャッシュレスのスマートとかをお持ちとは限らないので、券売機も必要だと思います。

すみません、私も戻って申し訳ないんですけれども、先ほど宇地原調整監のほうから話がありました。一人の意見ではなく観光協会の他の意見、それから上の意見も聞いたほうがいいじゃないかということなんですけれども、それに関しましても私も観光協会に関わっておりますので、一人の人が一つの作業を全部全て終えるということは非常に困難なことだと思います。増えれば増えるほど、やはり現金の扱いが増えていき

ますし、時間も要しますので、お二人の議員がお話をさせていただいた職員に聞いてみますと、これ以上増えるとやはり券売機は入れてほしいという意見でした。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと話がどんどんずれていって、この話がどんどん長引くと思うんですけども、すみません。今、宇地原政策調整監、副村長もおっしゃったように、一人の作業員の意見だけではなく観光協会みんなの意見、担当する方々の意見を聞いたほうがいいんじゃないかと言うならば、なおさら今この予算を通すわけにはいかないというふうに思います。もっと話し合いをして、本当に必要なのかを議論した上でこの予算を見直す必要があると思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いろいろと御質疑いただきましてありがとうございます。キャッシュレス化とか業務の効率化という話がメインになっております。確かに大命題といたしましてはそういったところもあろうかと思っています。しかしながら、大変お恥ずかしい話でございますが、2年前に座間味村の船舶のほうでは公金横領という事件を起こしてしましまして、村民の皆さんに大変多大な御迷惑、御心配をおかけして、業務改善につなげているところでございます。先ほど民事・刑事裁判も終わりました、次のステージに行く段取りをしているところでございますが、もう忘れられているかもしれませんが、同時期に観光協会でも不正な事件があったということが発覚をしておりました。当時私が観光協会の会長も努めておりまして、新聞報道にも載っておりますので、その辺はネットで調べれば出てくることかと思いますが、そういった環境も含めてキャッシュレス化、業務の改善と併せてもっと重要なこととして、そういった横領事件等を受けて、観光協会の場合は全額支払いをしていただいたので、ここだけの話として収めていただければと思いますが、公になっている部分もありますけれども、そういったのも含めて二度とこういった事件があってはならないという大前提が私の気持ちとしてはございます。そういったことも含めて、キャッシュレス化を進めていくべきだ。一方で、コロナという話があってキャッシュレス化だったりとかというのもあったんですが、それだけではなくて私の考え方としては、そういった事件を受けて、その事件の再発防止を含めた形で、職員の皆さんを信用していないわけではないんですが、そういった新しい取組にも果敢にチャレンジをしていきたい。多少お金がかかるんですが、そこは次の説明といたしまして副村長、調整監、担当課長が話をしたように、業務の改善も図れますよというもう一つの理由づけもさせていただいているというのをぜひ御承知おきいただきたいというふうに思っております。西田議員からも御指摘のように、今は必要ないんじゃないか。Pay Pay というような別の意味でのキャッシュレス化もありますよという御提案ももちろん真摯に受け止めながら、改善をさせていただくところは改善をさせていただきたいというふうに思っておりますが、ただ、忙しくなってから、お客さんが多くなってから仕組みをつくり変えるというのは、機械を導入するだけですから簡単といったら簡単かもしれないんですけども、やはりそこからやるよりは今のうちにやっていきたいということと、総務課長から話がありました。できれば、今の委託から指定管理者に、指定管理制度の中で頑張ってもらいたい。例えば観光協会がその指定管理者になると仮定した場合には、一般的によく言われる補助金漬け団体の一つが観光協会だとよく言われておりますが、私どもの観光協会、私は観光協会の会長を辞めておりますけれども、こんな小さな観光協会なりに、ああいった事件はありながらも、DMOという新たな制度の下で取得をすることもできました。そういった新たなフェーズに入った観光協会に、さらに補助金だけではなくて自立

をしてもらいたいというふうに考えたときには、今のうちに補助金でそういった機械を買ってもらうとかではなくて、私たちのところである程度行政、一括交付金とかいろいろございます。今回は一般財源でございますが、こういったのを準備をさせていただく中で、しっかりと公設で、公営である程度準備ができるところはさせていただいて、座間味村のリーディング産業である観光を飛躍的に伸ばすための必要な団体としてしっかりと活動していただきたい。そういった思いを込めて考えた場合には、途中で入れるよりは今のうちからしっかりとある程度のお手伝いはさせていただく中で、しっかりと観光協会が伸びていくそういった環境をつくれなかつたかということも大きなポイントでございます。

ですので、先ほどから話をしてるように過去に不正がありました。そういった不正を正したいというところがまず一つ。それと、それに併せてそれをやることで業務の効率化が図れますし、それがさらに観光誘客につながるような別の仕事に従事することができますよということ。それともう一つは、補助金ということだけではなくて、ある程度私たちが整備をして、ある程度準備をさせていただく中で、しっかりとそこから自立をしていく団体に育ててほしい。仮に観光協会に委託をすればの話ですけれども、そういった大きな3点が私の心の中での気持ちでございます。職員の皆さんにもこの辺の話はしておりますが、まだまだしっかりと私の説明が足りなくて、この話が説明できなかったところは申し訳ないと思っておりますが、私の基本的な考え方というのはその3点でございます。その3点を踏まえて「いやいや、必要ない」と言うのであれば、それは議員の皆様方の考え方ということで私たちもしっかりそれを受けて、その後どうするかというのを考えていきたいと思っておりますが、まずは私たちの考えとして、その考えの結果として今回の予算案を出させていただいたということは御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

御説明ありがとうございます。過去に公金横領の事件があった、そういう話も聞こえて、今役場の職員のほうもできるだけ現金は触りたくない。気持ちは僕も分かります。効率化を図る上では、業務を少しでも楽にしてあげたい気持ちはとても分かります。だからこそ、なおさら税金で買う上で、いつも日頃から僕はよく言いますが、座間味村はつくるだけつakって運営管理ができないと。それにまた陥るのではないか。今の本当に必要というのが見れないので、まず税金を使うならば、宇地原政策調査監、副村長が言ったように、一人の意見ではなく皆さん交えての話し合いをして、それから決めてもいいんじゃないかと思っておりますし、一人に現金を扱わせることがどれだけ危険なことかは分かっているからこそ、観光協会のほうにもチェック体制を強化していただき、現金の取扱いについて、もうこれ以上起きないというマニュアルも作っていると思っておりますので、その辺を観光協会と共有することで現金の取扱いについてもリスクの軽減ができると思っております。

さらに、これもちょっとまた戻りますが、現に現場のほうで券売機がまだ必要ではないよという話の中で券売機を入れたい。これは今委託で、その後の入金伝票を起こす作業の効率化というところであれば、政策調整監が言った上映開始前からのチケット、40分前からのチケット販売、1日2時間の職員の対応及び集計業務を1時間と合わせてとする3時間というところの数字は大分変わってくるかなと思います。実際に役場職員が集計をする業務としては（2）の1日1時間、これも1日3回の上映を行った場合という仮定ではございますので、実際に今2回でしかやられていない実際の数字等も踏まえて、現場の担当職員にもお話を伺いましたけれども、本当に今必要かという質問に対して私を納得させるだけの説明はなかったもので、申し訳ないけれども、今回はちゃんと議論させてもらうねということになっていますので、買うなではないです。ただ、本当に今なのという、そこだけです。買って、結局そんなに活用されないよねというのになった場合、私は地域住民の方に「何であれ買ったの」と言われたときに説明がつかないので、今しつこく、しつこいで

すけれども、たかが80万円ですけれども、この議論を進めています。

また、委託から指定管理になった場合、この券売機ももちろん譲渡するという形になると思います。であるならば、そこをしっかりとこの券売機については、80万円まんまとは言いませんが、観光協会がもし指定管理になった場合に買い取るという形が取れるのか。なぜ指定管理になって売上が全部指定管理のものになる業者に、我々の税金で買ったものが渡らないといけないのか。その辺も考えるとなかなか「はい、そうですか」と言って通すわけにはいかないかなと思いますので、繰り返しになりますが本当に必要かどうかの議論を進めてからでも遅くないのかなとは思いますが。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私たちの大切な一般財源だと思っております。たかが80万円だと私ももちろん思っていない中で計上させていただいているのは御承知おきいただきたいということと、先ほどから言う、この80万円の金額が高い安いではないんですが、私たちとしてもこの券売機を買うためだけではありませんが、例えば行財政改革を進めてまいりました。村長になってからですね。そういった中でいろいろなことをさせていただいておりますが、例えば12月議会でも提案をさせていただきました、3月に買取りをさせていただいたクイーンさまみですが、1億4,000万円の毎年の支払いが3,000万円弱の支払いに変わることによって、一般財源がそれだけ減りましたよというところも実はございます。そういったところで少しずつ一般財源の支出を抑える。あるいは売上が足りない。航路事業ではあるんですが、あちらには赤字の補填であったりとかという立場で、いろいろな一般会計からの繰入れがあったりということもありますので、そういったところを抑えることで、これが例えば今回は80万円が券売機に行くかもしれませんし、行かないかもしれませんけれども、それが教育だったり福祉に行くような環境をつくるようにしているということで、一般財源をやみくもに使っているわけではないということも、もう一度こちらも改めて御理解をいただきたい。そういったことをやることで行財政改革を進めて、財政が厳しい厳しいという中でも、こういった行財政改革を進めて少しでも一般財源を財調に積み上げて、前年度末では5億円まで財調を積み上げることができていましたし、それでもよしとはしませんけれども、そういったことも含めながら行財政改革を進めて、できるだけいろいろなところに一般財源を手当てできるような環境づくりをしているということも御理解をいただきたいというふうに思います。併せて観光協会、確かに私たちの税金が入りますが、観光協会の大きな仕事というのは何ぞやということ、もちろん座間味村に住んでいる方々が働いているだけではなくて、座間味村のリーディング産業である観光業を伸ばすための組織ですから、公的な機関とまでは言いませんが、それに近い組織だということに認識をしております、ですから運営的な資金等も含めて補助金として出させていただいているということも鑑みますと、西田議員がおっしゃるように座間味村の予算が観光協会に行くのかというところの疑問に関しても、別の考え方もありますよということも御理解をいただきたい。観光協会というのはただの一般企業ではなく、一般何とか法人、法人です。法人格を持っていて、座間味村にとっては準公的機関に近いものだというふうに認識をしているので、補助金を今まで準備をさせていただいたということも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

予算はここ1箇所だけでなく、この予算の中にはまだほかにもありますけれども、これだけすると時間が超過してしましますが、ほかの予算に関しての質疑等はまだありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、時間が延びます。7ページの2款の総務費で村史編集委託料とありますが、これは具体的に

どこに委託されているか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

まだ委託先は決まっておられません。令和4年度に村史編集を予定しておりましたが、コロナウイルス蔓延のため渡航制限等があり、業者との打合せができませんでした。村民インタビューの座談会等も企画して募集もしましたが、参加募集もない状態となりました。今年に入り、5月8日にコロナ感染症もインフルエンザ同様5類になり、今年新たに企画を立てております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、これはまたじゃあ村民に周知して、そういうお話を伺うとかということですか。年々お年寄り、私もそうなんですけれども年を取ってくるので、ぜひ早めに。また、村史の編集ということで前、村史が作られたのは結構前だと思うんですけれども、とても自分は活用しています。立派な村史を作っていたきたいなと思っています。こういう大学の先生とかをお呼びになってやるのかなと思っていますので、ぜひその編集委員会というのを開いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと戻って、シアタードームのチケットの件なんですけれども、まだ正直納得というか、腑に落ちない部分があります。簡潔に言うと、導入するメリットがよく見えない。1つは、現場で今実際に動いている方に聞いても必要がないという答で、その後、入金伝票を起こす作業の効率化を図るということでしたけれども、それを行っている職員の方に聞いても今すぐ欲しいという、導入しないと大変だというほどの説明はできなかったという2つ、事実確認が僕のほうではしたつもりでございます。それを踏まえて、それでもこの予算でどうしても買わないといけないという理由があるのならば説明を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この2人の職員ですね、1人は観光協会の職員、1人は船舶の観光課の職員だと思うんですけれども、私もヒアリングをしてみました。仕事の内容に関して、始まったばかりで観光協会の職員はきちんとお金の受け渡し、集計というのをまだ始めてなかったんで、これから始まるんだよという話をしたところ、じゃあやはりあったほうがいいね。これから忙しくなったら自分も手が回らないような話をしていました。また、これは先ほどから申し上げている個人的な意見であって、観光協会、お恥ずかしい話なんですけれども、先ほど村長が申し上げましたような事件も過去に起きております。観光協会の職員、私は副会長をしているんですけれども、副会長としても観光協会の職員が少なくなる中で、少しでもやはり手が止まるようなことは避けたいと思っています。ですので観光協会としても、確かに皆さんと話し合ったわけじゃないんですけれども、納得できるような意見はもらえると私は思います。さらに職員のほうなんですけれども、職員のほうに聞きましたら、西田議員を納得させることはできなかったかもしれないんですけれども、本人の気持ちとしては導入してほしいということでした。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

一点だけ補足させていただくと、先ほど担当者の方にヒアリングされたということだったんですが、要は担当者の方が行うべき業務というところが、今観光協会のリソース、要は人員の中で本当に、先ほど村長からDMOの話もありましたけれども、観光誘客のために本当に戦略的に動いているのかということ、もうちょっとそこに人をどんどん当て込んでいってやっていくべきかなと私は思うんですね。今こういう現金集計を仕事としてやるということ自体、今逆に言うとナンセンスかなとも思っていて、機械でできるところは機械でやってもらいながら、開いたその手をいかにこういう座間味の魅力を発信していくかということ、こういったところに担当者自身にも目を向けていただく必要があるのかなと思うんです。それで観光協会、ほかの方にもヒアリングしてほしいという発言を私は先ほどしましたが、実はそういう上の役職の方が本当にそういう担当者レベルの方々の動きとして、これで本当に満足しているのかと。観光協会を組織的に考えたときに、どういう組織として動かしていきたいのかということの中で、その業務の在り方というところについても、ぜひこういうことを契機にいろいろ御検討いただく機会が必要じゃないかなというところが一つお話ししたかったところです。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この話になってから副村長がよくおっしゃる、今そういう現場の人に話を聞いたとか、僕が伺った人が一人、その職員一人だけの判断ではということではあるので、ただ、そもそもシアタードームのチケット販売機の導入について、本当に議論されてきて上がった案件なのかすら、ちょっと疑問に思う節もあります。では、今後キャッシュレスという名目において必要だと思われる業務に関して、どんどんそういう取組を通していくのであれば、それも話は分かります。でも、そういうのを実際に実績ベースがないと、本当にそれを導入して意味があるのか。確かにまだ1か月しかないです。でも未来のことは分かりません。本当に、これから右肩上がり伸びていったという考えで物事を見るのはいいんですけども、もちろんそれには、そうならなかったときの場合もある。民間の考え方だと、それだけリスクを負って導入した結果、稼働しませんでした。皆さん、すみません。税金使っちゃいました。すみませんで済む話ではないので、本当に今すぐ必要でというのが僕は納得できないので、必要であれば9月、12月とまた定例会もありますので、そこで実際に稼働を、もう少し様子を見て上映本数を増やすなり、集客のPRを行って動員が増えたとか、そういう実績が数字として見られるのであれば、それに伴って増える業務を軽減するために導入してもいいかなとは思いますが、ただ本当にまだ、本当に今なのというところが腑に落ちないので、その説明、もしくは9月、12月に延ばしてもいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

例のシアタードームのチケットの件で相当論争しておりますが、別に予算はこればかりじゃなくて、ほかの件、予算に関してはもうよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

では、一旦ここで質疑を終わります。この議案第33号に関しては質疑を終わります。
暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

先ほどの本案に対して、又吉文江議員外1名より修正動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどから激しい闘論を行いました。しかし私と西田議員なんですが、やはりこの80万3,000円のシアタードームチケット販売機購入費に関しては、どうしても納得はできません。なぜかといったら、やっぱりもうちょっと必要性を感じる説明がほしい。実際実績もないところで、今買うというわけではなくてもう少し、観光協会の理事会でも多分出ていなかったんじゃないかなと。どれだけ議論されたか。理事会でみんな賛成したのか、そこもちょっと分からないので、やはり今回はこの80万3,000円を引いた決裁、補正予算の提出を求めます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

修正動議に関する提出の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

私の意見としては、まずスタッフが現金を扱わないことでの不正の抑止力になるということと、あと業務の効率化を図ることができるという、その2点に尽きるんですけども、調整監もさっき計算していましたが、私も私なりに計算してきたんですよ。これが5年しかもたなかったとしても、年割で1年当たり16万円なんです。1年に16万円、これを日割りにすると、ごめんなさい。年間で16万円、月にすると1万3,000円なんです。5年間、毎月毎月1万3,000円。これを一般料金の500円で日割りにすると、26人分なんです。ということは、アピールしない5月の段階で23件、その人数は分からないんですけども、恐らく23人以上はいるということですから、5年以内には80万円の仕事量ができるというふうに計算を出してみました。単純に10年はもつかどうか分からないんですけども、10年だったらこの半分ということです。だから、これもいろんな意見はもちろんあったんですけども、忙しくなって業務が逼迫する前に設置して、緩和策を図るためには必要だと思っていますので、私の意見は以上です。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

先ほどから同じように述べているとおり本当に今すぐなのかという、検討の余地が残っている段階で、この原案には反対いたします。

○ 議長（宮平喜文）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この修正案ですけれども、チケットの金額を抜いた補正予算となっています。まず先ほどからずっと議論されているとおり、本当にこれが必要なのかというのを現場を含め関係者、これは2つあるんですよ。現場の業務を行う側の業務改善と、あとその後の入金作業を行う人の業務改善、そのどちらも改善できるからということなんですけれども、それについては僕も異議はないです。どんどん改善したほうがいいと思います。ただ、本当にそれが今の数字で必要なのか。もう少し見て、9月、12月でもいいんじゃないのか。もしこれが上がるというんだったら、どれぐらいの上映本数を増やして、観客動員数を増やすという事業計画があるのか。また、委託業務から指定管理になった場合に、その公社の伝票を計上するという業務がなくなる。今後なくなる業務もあるわけで、そこのメリット・デメリットを考えたときに、本当に今買うべきなのかというところが疑問に残っているので修正案を出して、それに対する賛成意見といたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

まず、本案に対する又吉文江議員外1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって修正案は、否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第33号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第34号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第35号 座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

確認も含めてなんですけれども、この冷蔵庫・冷凍庫の使用料が大分安くなることで特産品加工センターの活用が促されることを目的としていると思いますが、一つ確認したいのですが、この冷蔵庫も冷凍庫も村外利用者の値段の設定があります。その次に村民及び村内事業者の設定があります。この金額が安くなることで懸念されるのが、安くなったからといって特産品加工を扱わない業者、もしくは村民がそのスペースを埋めてしまうんじゃないかというおそれがありますが、その辺はどういう対策を取られていますか。

○ 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

お答えいたします。特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の目的の中に、地域生産物を生かした特産品の開発、それに伴う農林水産業の振興と雇用機会の創出を図ることを目的とするという目的があります。ですから、特産品に関する利用者が優先となります。ほかの、例えば今単価を安めているんですが、特に冷蔵庫は利用者が2人しかおりません。大きいスペースですが。その利用者が、今がらに空いていますので、そこをどうにかもっと利用者を増やしたいということを目指して棚を設置する。小分けにする。使い勝手をよくするというので冷蔵庫の部分は改定しておりますが、それによって特産品の加工を目的とした利用者が使えなくなるぐらい多くなるようであれば、貸出しするときに条件等をつけます。他の飲食業が冷蔵庫として使う場合と特産品を開発するときその方々が使う場合、その辺は区分け、当然計画書も提出させますので、それを見てそのときには条件付きで貸出しということになりますので、特産品を目的とした利用者が優先となります。

○ 議長(宮平喜文)

2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

ありがとうございます。特産品、僕も議員になる際に一次産業にもっと力を入れていこうということで取り組んでいますので、今後そこをしっかりと活用して島の特産品として商品開発ができるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長(宮平喜文)

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番(中村秀克議員)

この加工センターは建って大分なるんですが、今この議案については冷蔵庫の関係なんですけれども、普通の調理場みたいな感じで、いわゆるすごいプロ用の機械とかがたくさんあって、最近行っていないんですが、前見た範囲で。一度も使われないうま老朽化して使えないものもあるんじゃないかなと思うぐらい、いいやつが使われずに眠ったままあったんですが、そういうものの点検とかはちゃんとやられているんですか。

○ 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

使える使えないというのも一応点検はしておりますが、使えなくなっているものも多数あります。今後特産品を加工する上で、もし必要性がある、もしくは入れてほしいとか、その辺はその事業計画を見て、もしそれが必要であれば、再度それも購入するふうに検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

やっぱり非常にいい機械とかもたくさんあって、もったいないなと思っていたんですが、やっぱり離島フェア等、我が座間味村の出品が非常に少ない。特産品が少ないということで、特産品を増やすために、活用するためにそういう加工センターも造ったと思うんですが、うまくその効果が出ていないということもありますので、調理加工場なんかはもうちょっといい特産品を作るような機械の導入とか、その使用者も増やして座間味村特有の特産品を作るような施設にしてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第36号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 報告第2号 令和4年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について求めます。宮里 哲
村長。

○ 村長(宮里 哲)

報告第2号

令和4年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり令和4年度座間味村繰越費繰越計算書を調製したので報告する。

令和5年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度 座間味村繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	弁護士報酬料	9,592,000	5,805,000						5,805,000
6	1	農業振興地域整備計画策定業務	6,974,000	6,974,000						6,974,000
6	3	阿嘉島サンゴ種苗生産センター基本計画策定業務	4,466,000	4,147,000						4,147,000
9	1	(一括)座間味村防災体制強化事業	40,678,000	40,678,000			32,542,000			8,136,000
9	1	座間味村地域防災計画更新業務	6,204,000	6,204,000						6,204,000
合計			67,914,000	63,808,000	0	0	32,542,000	0	0	31,266,000

○ 議長（宮平喜文）

これで報告を終わります。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後3時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 又 吉 文 江